

里耶秦簡第八層出土簡牘の基礎的研究

高村 武幸

はじめに

湖南省龍山県里耶古城で、二〇〇二年五月から六月にかけて、戦国末～統一期の秦代簡牘類が井戸(一号井、J1)から大量に出土した。『文物』二〇〇三年第一期誌上にごく一部の写真と釈文が公表されると、秦代の県行政の場で書写・利用された簡牘史料という、その内容の貴重さ・豊富さに注目が集まり、以後、研究が相次いで発表されるとともに、重要史料としての引用も多くなされた⁽¹⁾。その後、二〇〇六年に発掘報告書が刊行され、一号井内部の層位は一八に分けられ、秦末の廃棄時点で堆積(出土した植物遺存から夏秋の二～三カ月で廃棄されたと推定)したのは第五～一六層、そのうち第六層下部、八層上部、九層下部、一〇層下部、一二層、一五層、一六層下部に簡牘が多いことが明らかにされた。二〇一二年一月、一号井出土里耶秦簡のうち、第五・六・八層出土分の二五〇〇点余りについて写真・釈文が公開され、研究が本格化した⁽²⁾。

里耶秦簡には公文書・簿籍が多く、史料の性格上、居延漢簡との類似性が高い。従って、研究も居延漢簡に近い展開を辿ることが予測される。ただし、居延漢簡の研究ではまず一部の内容豊富な簡や復元可能な冊書が個別に研究される状況が続き、残る大多数の簡牘を利用した研究の本格化は、永田英正氏の研究を待たなければならなかった⁽³⁾。里耶秦簡は木牘が多く、一点で居延漢簡の冊書に匹敵する内容を持つものが多数含まれているとはいえ、居延漢簡研究初期のような状況が生じないとも限らない。むしろ、内容豊富であるがゆえに、個別簡牘の研究中心になる可能性が高いともいえる。

周知の通り、永田氏の研究方法は、書式や出土地を基本的な基準とし、その中でも様式が多様で点数も多い簿籍類を中心に分類整理して集成するもので、その成果を元に漢代官僚機構の運営実態の解明へとつなげたものである。この簡牘史料を群として捉える研究手法は、居延漢簡のような官府遺跡出土簡牘研究に非常に有効であり、里耶秦簡研究でも、個々の興味深い内容を持つ簡牘を用いた研究と同時並行して進められるべき研究と考えられる。ただし、里耶秦簡の検討にあたっては多少の工夫を要する。

その理由の第一は、里耶秦簡が県の廃棄簡牘と考えられる点に起因する。居延漢簡研究の際

に主たる考察対象となった前漢後半期～後漢初の A8 甲渠侯官遺跡は、官府の等級としては県と同格であり、永田氏により明らかにされた侯官の業務処理方法は、根幹の部分では県と大差ない⁽⁴⁾。一方、里耶秦簡を廃棄したと考えられる秦代遷陵県は、里耶秦簡の記載によれば、戸口として把握していた人口は二百戸を大幅に下回ると考えられる。

卅四年八月癸卯朔癸卯戸曹令史韃疏書廿八年以

尽卅三年見戸数牘北移獄具集上如請史書／韃手(正)

廿八年見百九十一戸 卅二年見戸百六十一戸

廿九年見百六十六戸 卅三年見戸百六十三戸

卅年見百五十五戸

卅一年見百五十九戸(背)

(J1⑧487+2004.形状○二甲／機能○一甲)

しかし、このような小県ながら、里耶秦簡にみえる県の業務は、基本的に辺境監視任務とそのための兵站・設備維持業務を処理していた侯官に比べ非常に多様なものがあり、それに比例して、行政機構も侯官より複雑である。従って、簡牘の集成に際しても、そうした業務や機構の複雑さを反映できるよう留意する必要がある。

第二に、居延漢簡に比べ、機能・内容分類でいえば「文書類」に該当する簡牘の内容が豊富で、文書類の分類と集成も必須となってくる。比較的単純な業務を簡素な機構で処理していた侯官では上行・平行・下行の区別ができていれば十分だったが、県では多様な業務や、各業務の担当官吏・部署との関連付けが可能な方法を模索する必要がでてくる。

そこでまず本稿では、二五〇〇点余を数える第八層出土里耶秦簡のうち、三〇〇点を占める封緘簡牘(封検)に注目した。里耶秦簡は遷陵県の本部である遷陵県廷によって廃棄された簡牘群と考えられ、文書等を送付するにあたって宛先を記す封緘簡牘の多くも、遷陵県廷宛であるが、居延漢簡と異なるのは、単に遷陵県廷宛であることを記すに留まらず、県廷内の担当部署までが記してある事例が多くみられる点である。

これは、文書送付側が遷陵県廷にどのような担当部署が存在すると認識していたかが、封緘簡牘の宛先記載に示されているといえる。これは県廷外からの視点で記されているため、客観性を持った県廷担当部署の復元が可能となるだろう。次に、当然、封緘簡牘に記された担当部署は、文書・簿籍等の封緘内容物とかかわる部署が指定されていると考えられる。県廷外から送付されてきた広義の文書(=封緘内容物)の発信者の官職や職掌、または内容から、それらがどの封緘簡牘によってどの部署宛に送付されてきたのかを考える際の手がかりとなる。これは同時に、例えば遷陵県廷の財政部署宛の封緘簡牘と、財政部署が関与した文書・簿籍とを、「財政

部署」というくくりで組み合わせる検討し得る可能性を示す。すなわち、これまでであればわずかな例外を除いてそれぞれ別々に扱って研究せざるを得なかった、広義の文書(=封緘内容物)簡牘と封緘簡牘とを、同一の俎上で検討することが可能になることを意味する。この点を基盤として考察を進めて行けば、公文書・簿籍・封緘簡牘・付け札…など、簡牘の機能に基づく分類・集成の基準にとどまらず、そこに行政機構内での部署に基づく分類・集成の基準が付加されることで、行政機構内での文書や簿籍の動きと、それを用いた行政の実態をより明確に考察する基盤ともなる。さらに、そこに形状への注意を加えれば、より大きな成果につながるであろう。

本稿ではまず封緘簡牘に対する検討を実施し、それに関連した文書の整理を行なうことで、以上のような次の段階の考察へ進む基盤、特に遷陵県内部の行政機構のあり方に即した簡牘史料の集成を行ない得る基礎の構築を目的とする。それによって、居延漢簡研究での貴重な教訓を踏まえ、初期段階から一点でも多くの里耶秦簡を対象とした包括的研究を実現する方策を模索したい。

なお本稿では、簡牘の形状と機能・内容については、以前公表した拙稿の分類によって表示する⁶⁾。簡牘の機能は、同一の簡牘でも変化(例:簿籍→文書→廃棄物)があるが、本稿では、本来その簡牘が発揮すべきであると作成者が期待していたと考えられる機能を示した。また、本稿では以下、里耶秦簡と表記する際、特に断らない限りは第八層出土簡牘を指すものとし、使用する簡番号は、原釈文番号を使用する。

一、封緘簡牘の形状について

形状	数量	全体に占める割合	形状判明分で占める割合	備考1 %は小数点第二位まで表示
〇一	6	1.88%	3.75%	備考2 「残」で一一型と推定可能事例は28例
〇二	8	2.51%	5.00%	
〇三	1	0.31%	0.62%	
一一	136	42.76%	85.00%	
二五	8	2.51%	5.00%	
四五甲	1	0.31%	0.62%	
以上形状判明分	160		100%	
残	158	49.68%		
総合計	318	100%		

里耶秦簡の総数は、綴合できる破片も一点として数えて二五五二点である。そのうち、筆者の判断の限りにおいて封緘簡牘とみなせるものは三一八點(正背面の記載があっても正

背面で合わせて一点と計算)で、記載内容からみて多くが里耶秦簡出土地に当時所在した洞庭郡遷

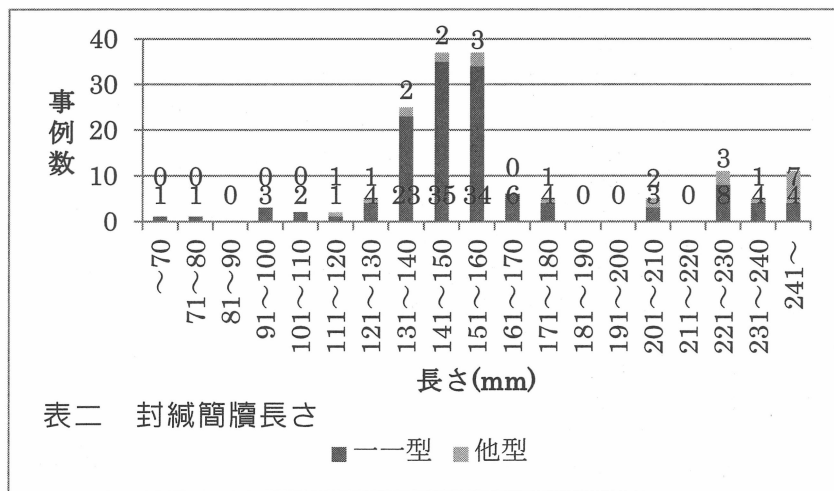
陵県の本部=遷陵県廷やその各部署、そこに勤務する官吏などに宛てて送付された文書に付されていたものである⁽⁶⁾。それらについては一覧表一を参照されたい。

まず、封緘簡牘の形状を概観する。特徴的な点として、敦煌・居延漢簡に多くみられる書写面と封泥匣が一つの簡牘に存在する形状、拙稿分類四一型などは一例も存在しない。拙稿分類一一型・二五型で文字の書写方向からみて下部が尖ったものが全体で四五%、形状が判明する一六〇例の内では九〇%を占め、宛先などの必要な情報を記した上で、封緘内容物を縛った紐などに差し込んで用いた可能性が高い⁽⁷⁾。また、〇一・〇二型など極めて単純な形状のものも、紐に差し込むか、紐を縛る際に封緘内容物の外側において一緒に縛ったのであろう。形状毎の数量は表一の通りである。

封泥匣については拙稿分類四五型甲の形状の事例が一例(J1⑧2550、第五層では二例みられ、J1⑩34・35がある)存在するが、いずれも封泥を詰める面を表面とすれば背面に書写がある。なお、里耶秦簡全体の封泥匣の数量については、張春龍氏によれば一九七点、うち五五点が有文字封検という⁽⁸⁾。また、藤田勝久氏が指摘するように有文字封泥匣の記載内容の多くが郵による伝達に関係する記述である⁽⁹⁾。これら封泥匣背面に書写された内容は基本的には封緘された文書等に密着すると考えられ、通伝時には宛先等の記載内容は読み取れない。とすればこれらは通伝用に書写されたものではなく、備忘あるいは宛先記載封緘簡牘の破損・紛失に備えて装着前に記されたか、開封後に必要があって書写されたものであろう。

こうした点から考えて、初山明氏の指摘の通り、秦代では宛先を記す簡牘と紐で封緘して封泥を詰める封泥匣とが別々に存在し、封緘時に両方を用いたと考えられる⁽¹⁰⁾。

次に、封緘簡牘の長さについて、テキストの写真のサイズで参考程度にしかならないが、完



形のものを中心に検討しておく。事例数の多い一一型を濃灰色、その他の型を薄灰色としてグラフ化した。一三一mm～一六〇mmにまず集中するが、一方で二二一mmをこえる長さ

も一定の事例数がみられる。この長さの二つの集中点についてだが、まず二三〇～二四〇mm程度の長さの簡牘を封緘するには、一三一～一六〇mmぐらいの長さの簡に宛先等を記して縛った紐に差し込む方が、輸送中の接触などで宛先記載封緘簡牘が外れたりしにくいのではないだろうか。二二一mm以上の宛先記載封緘簡牘は、あるいはより長い簡牘の通伝の際に用いたという可能性が考えられよう。第八層出土里耶秦簡中にも、かなり長い簡牘が見受けられる⁽¹¹⁾。長い簡牘の場合は、縛るに際して上下二カ所を紐で縛るなどしないと不安定になってしまうが、同時に宛先記入封緘簡牘もそれなりの長さがないと記載内容がみづらく、となればやはり上下二ヶ所の紐に差し込める長さがないと不安定になるのではないか。

これらの宛先記入封緘簡牘のうち、J1⑧181、203、526、1464、1485、1529、1628、2033は、背面に表面の宛先等とは無関係の文書の一部が記され、文書等を再利用して作成されたものがあることがわかる⁽¹²⁾。

以上、一号井第八層出土里耶秦簡の封緘簡牘について、形状面から概括的検討を行なった。以下では、この結果を適宜利用しつつ、記載内容を中心に封緘簡牘を集成し検討する。

二、封緘簡牘の集成と分類

封緘簡牘を記載内容、特に宛先を中心に大別すると、

- I、県外から遷陵県に宛てたもの
- II、遷陵県内の官府から遷陵県廷に宛てたもの
- III、遷陵県廷または遷陵県と直接の関係がないもの

に分けられる。このうちⅢはいわゆる「異処簡」⁽¹³⁾に該当する。こうしたものが何故遷陵県廷の廃棄簡牘に紛れているのかについて、確言しうる材料を持たないが、県内の諸官府、近隣の県や遷陵県が属する洞庭郡が関係した事例については、通伝や転送の過程で混入するなどといった要因を推測することは許されよう。他に私信の封緘簡牘が存在する。

本節では議論の前提として、上記Ⅰ～Ⅲを大分類とし、その中でさらに分類を実施していきたい。一部文字が欠損していても、残存文字からみて確度の高い推定が可能と思われる事例は、形状を「残」とし、事例数に数えた。また、里耶一号井第八層の簡牘のみを対象とするため、本節で示す簡番号は里耶一号井第八層を示す「J1⑧」を省略した。

Ⅰ、県外から遷陵県に宛てたもの

遷陵県外の機関などから遷陵県に宛てたものに付された封緘簡牘を集成する。なお近隣県が発信者であると明確に判明する封緘簡牘の事例は存在せず、全てが洞庭郡発信である。

A、洞庭郡→遷陵県

①「遷陵洞庭」「遷陵洞庭郡」「遷陵・洞庭」「遷陵・洞庭郡」…188、189、230、372+1337、469、507、513、515、524、553、695B、828、848、947、976、1116、1244、1253、1573、1594、1637、1684、1826、1884、1948、2033A【形状一一、二六例】、97、99、181、185、187、203A、305、333、364、443、556、893、983、1127+2397、1149、1382、1497A、1513、1653、1666、1682、1838、1935、2318【残、二四例】

最も記載内容が単純なものを集成する。里耶秦簡は遷陵県廷にかかわる廃棄簡牘であり、里耶遺跡が遷陵県廷所在地と考えられる以上、「遷陵洞庭」とあるうち、遷陵が宛先、洞庭が発信者である。「遷陵洞庭」「遷陵洞庭郡」「遷陵・洞庭」「遷陵・洞庭郡」は、遷陵と洞庭の間に黒点が入るものや、洞庭と洞庭郡という違いはあるが、記載内容に大差なく、一括して取り扱う。

②「遷陵以郵行洞庭」…1553【形状〇一、一例】、32、1840【形状〇二／二行、二例】、12、1464、1685【形状一一、三例】、311、432、504+563、555、1837【形状一一／二行、五例】、115+338、371+622、413【残、三例】、134、320+388、362+390【残／二行、三例】

「以郵行」と郵による通伝を指定した事例である。

③「遷陵以郵利足行洞庭急」…90、527B【残、二例】

②と同様に郵による通伝を指定しているが、「利足」⁽¹⁴⁾・「急」とある点が異なる。

④「遷陵故令人行洞庭急」…182【形状一一／二行、一例】、249+2065【以上形状残／二行、一例】

③と同様に通伝方法を指定し「急」としているが、「以郵」ではなく「故令人」とある点が異なっている。「ことさらに人をして行らしむ」などと訓ずることができよう。

B、洞庭郡→遷陵県廷の担当部署宛

次に、Aと同じく洞庭郡から遷陵県へと送られた文書だが、遷陵県において開封すべき部署や官吏が、「某々発」「発某前」として指定されている事例である⁽¹⁵⁾。「主倉」・「主簿」などは、後掲するように県廷内部の倉・簿担当部署の意であろう。

①「遷陵主倉発洞庭」…922【形状一一、一例】

②「遷陵金布発洞庭」…304【残、一例】

③「遷陵主簿(簿)発洞庭」…303【形状一一、一例】

④「遷陵発丞前洞庭」…264【残／二行、一例】

⑤「遷陵以郵行覆曹発・洞庭」…2550(封泥匣は縦40mm)【形状四五甲／二行、一例】

C、県外の不明発信者→遷陵県廷・遷陵県廷の担当部署宛

①「遷陵」…1330【形状〇一、一例】、1197、1625、1744、1782【形状一一、四例】、1371、2201【残、二例】

②「遷陵主倉発」…579【形状一一、一例】

以上の事例は、「遷陵」ないし「遷陵主某発」とだけあって、発信者名の記載がない。遷陵県内に所在する県廷指揮下の諸官府であれば、後述のように大半が「廷」と記すであろうから、県名を記した封緘簡牘は県外からのものと考えるのが順当である。

II、遷陵県内の諸官府から遷陵県廷に宛てたもの

次に、遷陵県内の官府から遷陵県廷に宛てた文書に付された宛先記載封緘簡牘を分類・集成する。遷陵県内には、県尉や、官畜夫などを長とする諸官府、また郷畜夫を長とする都郷・啓陵郷・貳春郷の三郷が存在し、県令・丞の所在する県本部たる県廷との間で文書をやりとりしていた。以下、本稿では尉・諸官・郷を「県内諸官府」と総称する。それらの県内諸官府から県廷は「廷」と称され、称してもいた。庫から遷陵県廷宛の文書を例として掲げておく。

卅一年六月壬午朔庚戌庫武敢言之廷書曰令吏操律令詣廷讎

署書到吏起時有追●今以庚戌遣佐処讎

敢言之

(始皇三一(前二一六)年六月二九日、庫の武、申し上げます。廷の書に、「吏に律令を持たせて廷に派遣して校訂させよ。文書の到着時・吏の出立時を記せ。追跡調査がある」とありました。●今、二九日をもって佐の処を遣わし校訂させます。以上申し上げます)

(J1⑧173正、形状〇二甲／機能〇一甲)

このことから県名を記さず「廷」「廷某々」とある宛先記載封緘簡牘は、県内官府から県廷または県廷内担当部署に宛てたものと考えられる。

A、「廷」あて

①「廷」…1100【形状〇一、一例】、17、1127【形状〇二、二例】、30、774、832、840、905、928、990、1026、1106、1283、1331、1384、1503、1571、1582、1658、1698、1746、1767、1778、1780、1803【形状一一、二二例】、862、1368、1543、1789【形状二五、四例】、812、1085、1096、1158、1326、1348、1367、1402、1479A(B面「都郷」)、1485、1596、1906、1963【残、一二例】

②「廷以郵行戸曹」…1318【残／二行、一例】

B、「廷某々」宛

次に、「廷某々」として、県廷内担当部署宛の封緘簡牘を集成する。県廷内担当部署の呼称として、里耶秦簡には「主某」と「某曹」の二種が存在する。ただ、例えば「主戸」と「戸曹」とが県廷内部にそれぞれ別個の存在として並立するという状況は考え難く、実際には同一と考えてよいのではないか。

①令 (1)「主令発」…601【以上形状残、一例】

(2)「廷令曹発」…778【形状〇二、一例】、1859【残、一例】

②吏 (1)「廷主吏発」…52、347、709 背(正面「尉」)、1305、1651、1750【形状一一、六例】、1701、1869、1881【残、三例】

(2)「廷主吏」…1758【形状一一、一例】、1606、1696【残、二例】

(3)「廷吏曹発」…2507【残、一例】

(4)「廷吏曹」…829、1700【形状一一、二例】、1126【形状二五、一例】、241、554、699 正(背面「尉」)【残、三例】

(5)「廷吏曹当上尉府」…98【残、一例】

③戸 (1)「廷戸発」…952【形状〇二、一例】、878【形状〇三／二行、一例】、283、1292、1834【形状一一、三例】、65 背(正面「酉陽 洞庭」)【形状一一／二行、一例】、1【残、一例】

(2)「廷主戸発」…1395【形状〇一、一例】、156、1249【形状〇二／二行、二例】、1650、1955【形状一一、二例】、2547【形状一一／二行、一例】、1607A【残、一例】

(3)「廷主戸」…266、1142、1752【残、三例】

(4)「廷戸曹発」…263【残、一例】

(5)「廷戸曹」…1489 正【形状一一、一例】、1072【残、一例】

④倉 (1)「廷主倉」…1498 正【残、一例】

(2)「廷主倉発」…1294、1366【形状一一、二例】、1628 正【形状一一／二行、一例】

(3)「廷倉曹」…1288【形状一一、一例】

⑤金布 (1)「廷金布発」…506、1313【形状一一、二例】、935、1166、1297【残、三例】、799【形状残／二行、一例】

(2)「廷金布発 獵」…969【残、一例】

⑥主簿(簿) (1)「廷主簿」…1110【残、一例】

⑦主課 (1)「廷主課発」…2198【形状一一、一例】

⑧主計 (1)「廷主計」…1773【形状一一、一例】

⑨獄 (1)「廷獄東発」…1741【形状一一、一例】

(2)「獄東曹」…996【形状一一、一例】

(3)「獄南曹」…1760【形状二五、一例】

(4)「獄東発 故令□」…2272【残、一例】

Ⅲ、遷陵県廷宛ではないもの

A、遷陵県諸官府

①尉 (1)「尉」…813・1489背・1591・1835【形状一一、四例】、346、979、1630、1785、1904
【残、五例】

(2)「尉以郵行」…1951【残、一例】

(3)「尉 少内 上」…281【形状〇二、一例】

②郷

②—(a)都郷 「都郷」…842、1359【形状一一、二例】、6、1479背【残、二例】

②—(b)啓陵郷 「啓陵郷」…250、0691【形状一一、二例】

②—(c)貳春郷 (1)「貳春」…1725【残、一例】

(2)「貳春郷」…1737【形状二五、一例】、578【残、一例】

(3)「貳春郷以郵行」…1177【形状一一／二行、一例】

(4)「貳春郷主鬃発」…1548【形状一一、一例】

③諸官

③—(a)少内 「少内」…33、240、279、953【形状一一、四例】、312、527正、1634、2208【残、四例】

③—(b)倉 「倉」…794、971、1315、1362【形状一一、四例】、335、516、1181、1202、1498
正、2486【残、六例】

③—(c)庫 「庫」…509、1036【形状一一、二例】、1035【残、一例】

③—(d)司空 「司空」…2197【形状一一、一例】、1854【残、一例】

③—(e)田 「田」…308【残、一例】

③—(f)伝 「伝」…54、1038【形状一一、二例】、958、1649【残、二例】

B、沅陵獄史・獄佐宛

①「沅陵獄史」…「□□沅陵獄史治所」186、「伝舍沅陵獄史治所」940、「伝舍沅陵獄史治□」

1058【残、三例】

- ②「沅陵獄佐」…「覆獄沅陵獄佐已治所遷陵伝洞庭」255、「覆獄沅陵獄佐已治在所洞庭」265、「覆獄沅陵獄佐已治所発」1729【形状一一／二行、三例】、「覆獄沅陵獄佐已治在所洞庭」492【残、一例】、「覆獄沅陵獄□□治所発」1897【残／二行、一例】

C、遷陵県以外の地名

- ①郡名…「洞庭」1597【残】、「洞庭太守府」1404【残】
- ②県名…「孱陵」467(武陵郡)、「枳」910(巴郡)、「閬中」931(巴郡)、「高密」1079(膠東郡)、「罇成」1373(象郡)【形状一一】、「南昌」1164(廬江郡)、「郫」1309(蜀郡)、「旬陽」1851(漢中郡)【残】
- ③守府宛…「守府」908【形状一一】、「守府戸曹発」978【残】
- ④完全に遷陵県と無関係なもの…「武関 内史」206 正(背面「進書李季□足自発」)【形状一一】、「彭陽 内史」105【形状〇一】、「南郡太守(正)洞庭守府(背)」772【形状一一】、「酉陽 洞庭」65 正(背面「廷戸発」)【形状一一】、「臨沅主司空発洞庭」695 正(背面「遷陵●洞庭」)【形状一一／二行】、「酉陽金布発」1130【形状一一】、「酉陽覆獄治所」1295【形状一一】

D、個人宛

- ①「私進」とあるもの…「私進遷陵主吏季自発」272【形状一一／二行】、「私進令史忘季自発」1065【形状一一】、「私進獄史王柏」1232【形状一一】、「私進令史芒季自発」1817【形状二五】
- ②「進書」とあるもの…「進書李季□足自発」206 正(背面「武関 内史」)【形状一一／二行】、「進書令史毛季従者」1529 正(背面「見徴十五人」)【形状一一】、「敬進書丞公従史」2196【形状一一／二行】
- ③その他…「令佐部発」1317【形状一一】、「詣毛季」1694【形状一一】

三、封緘簡牘集成による検討

本節では、封緘簡牘の集成と分類の結果から判明する事柄について述べる。

(一) 洞庭郡から遷陵県宛の封緘簡牘 (I-A、I-B)

洞庭郡から遷陵県宛の封緘簡牘を一瞥して気づくのは、通伝方法の類別が明確に区別される点である。通伝方法等の無指定事例(A①、B①～④)が計五四例に対し、有指定が(A②～④、B⑤)が二二例と、数量に約二・五倍もの差があり、通伝方法無指定 = 普通便、有指定 = 特別便と考えられる。

またこれらの内容は秦律・漢律等の内容と合致するものも少なくない¹⁶⁾。

行命書及書署急者、輒行之。不急者、日躄（畢）、勿敢留。留者以律論之。 行書
(命書および「急」と記した文書を送付するには、すぐにこれを送付せよ。急ぎの扱いではないものは、当日中にし、滞留させてはならない。滞留させた者は律によって処分する。行書律)

(睡虎地秦簡秦律十八種・行書律 183、形状〇一／機能二二)

令郵人行制書・急書、復、勿令為它事。

(郵人に制書・急書を送付させ、復して、他のことをやらせてはならない)

(張家山漢簡「二年律令」行書律 265・266 簡の一部、形状〇一／機能二二)

書不急、擅以郵行、罰金二兩。

(文書の急ぎ扱いではないものを勝手に郵によって送付したら罰金二兩)

(張家山漢簡「二年律令」行書律 272 簡の一部、形状〇一／機能二二)

書不当以郵行者、為送告県道、以次伝行之。

(文書の郵によって送付するに該当しないものは、送付をするにあたり県・道に告げ、順次の伝送により送付せよ)

(張家山漢簡「二年律令」行書律 274 簡の一部、形状〇一／機能二二)

吏卒斬首、以尺籍書下県移郡、令人故行。不行、奪勞二歲。

(吏卒の斬首は、尺籍を使って記録し県に下して郡に移送し、人に特に輸送させる。輸送しなければ、勤務年数二年分の取消処分とする)

(『史記』馮唐列伝注如淳引漢軍法)

以上の規定から、(1)郵は命書(=制書)⁽¹⁷⁾・急ぎの文書を通伝する、(2)郵で通伝するに当たらない文書は順次の伝送による、(3)他に「令人故行」という特別便がある、の諸点が判明する。また A③・A④には「急」とあり、A③などは郵を用いる文書の中でも特に「急」とされるものに明記したとも考えられる。とすると、上記律文に「急書」「書署急者」とあるものが A③であり、律文にいう「書不急」は「急書と明記されないもの」ではなく郵を利用できない文書全般を指しているのではないか。つまり、

郵利用不可文書(書不急)―郵利用可文書―郵利用可特別扱文書(急書・書署急者)

という三段階があって、A③が郵利用可特別扱文書ということになるだろうか。ただしこの仮定は残る里耶秦簡の公表後、さらに検討を要する。

また(3)は A④とかかわる⁽¹⁸⁾。そして通伝方法有指定事例が無指定事例に比べて少ない点は、(1)・(2)を念頭に置けば了解される。

この里耶秦簡の封緘簡牘から明らかになった、郵利用を中心とする便と、通伝方法指定なしの便との関係は、鷹取祐司氏が漢代史料を中心に検討した文書通伝の基本方式「以郵行」と「亭行」「県次」の関係と同一と考えられる⁽¹⁹⁾。

このように、里耶秦簡封緘簡牘の記載と文書伝達規定との間に密接な関係が存在したことは明白である⁽²⁰⁾。

(二) 県外不明発信者の遷陵県廷・遷陵県廷各担当部署宛封緘簡牘 (I-C、III-C)

I-Cは県外から来たと考える他ない封緘簡牘の一群であるが、これらはどこから発信されたのか。まず洞庭郡の可能性だが、その旨が明記されるため除外される。里耶秦簡には、J1⑧63のように左公田から旬陽県を経て遷陵県に送られてきた文書など、他県から送付されてきた平行文書もあるが、封緘簡牘には他の県が発信者として記載されたものがない。すると、これらの封緘簡牘は他県から遷陵県に向けた平行文書に付された可能性がある。

その根拠の一つとしてIII-Cにみられる、遷陵から他県に宛てたと思われる封緘簡牘記載がある。これらの簡牘について、他の県にかかわる文書や簿籍等をまとめたものに付した付札類だとの考え方も一応あり得る。しかし、例えば文書等の保管の際に用いられる付札であれば、里耶秦簡にも複数の事例があるように、内容等をもう少し記載すると思われる。

廿八年十月

司空曹

徒簿(簿)已 尽

(J1⑧1428,形状一一／機能三一)

また形状が判明するものは、里耶秦簡では封緘簡牘に多い一一型ばかりである点から、封緘簡牘とみなすべきである。そしてこれらの遷陵発信の他県宛て宛先記載封緘簡牘には発信者名「遷陵」が無記載であるが、これはI-Cと共通する。さらに第八層には遷陵県近隣の西陽県宛の封緘簡牘が数例混入しているが、「西陽 洞庭」(65A、形状一一)のように洞庭郡発信の場合は発信者名が明記してあるが、I-C②に該当する「西陽金布発」には発信者名がない。このようにみえてくると、県間平行文書の宛先記入封緘簡牘には発信県名を記さなかった可能性が浮上してくる。さらに、第八層出土簡の文書で発信者などがある程度明確に判明するものは管見の限り約九〇例ほど存在するが、他県が遷陵県宛文書の発信者となっている平行文書の事例はJ1⑧63の旬陽県の他、J1⑧60+656+665+748の棘道の事例などさほど多くはなく、「遷陵」とのみ記した封緘簡牘がさほど多くないことと共通する点がみられる。

他の層位出土簡牘の封緘簡牘の事例が判明するまでは仮説の域を出ないが、秦代の県間平行文書の場合、封緘簡牘には発信県名を記さない方式が一般的であったと考えられる。また、他郡を異とする県同士の間で直接文書が授受されていたようであるが、その数はさほど多くはない、ということも指摘できよう。

(三) 遷陵県廷・県廷内各担当部署宛の封緘簡牘（Ⅱ-A、B）

これらの封緘簡牘の集成結果からは、県廷組織にかんする様々な知見が得られる。まず、以下の表三に、封緘簡牘にみられる各担当の数量を示し、表記から「某曹」・非「某曹」に分類した。備考欄には、各種文書など封緘簡牘以外の簡牘に事例がある「某曹」を記した⁽²¹⁾。

まず看取できるのが、封緘簡牘の数量に担当ごとでかなりの差がみられることである。

担当	封緘簡牘			備考
	数量	非「某曹」	「某曹」	
令	3	廷主令	廷令曹	—
吏	20	廷主吏	廷吏曹	—
戸	20	廷主戸・廷戸	廷戸曹	—
倉	5	廷主倉	廷倉曹	—
金布	7	廷金布	—	—
簿	1	廷主簿	—	—
課	1	廷主課	—	—
計	1	廷主計	—	—
獄	4	廷獄東	獄東曹・獄南曹	—
司空	0	—	—	司空曹(269、375、480、1428)
尉	0	—	—	尉曹(253、453、1225、1616)
覆	1	—	覆曹(2550)	—

※覆曹の 2550 簡は「遷陵以郵行覆曹發・洞庭」で、県外からの封緘簡牘

吏宛と戸宛で各二〇点、金布宛七点・倉宛五点・獄宛四点がそれに次ぐ。一方、一例ずつが主簿・主課・主計である。また、他の簡牘には県廷の司空曹・尉曹の事例が複数みられるのに、封緘簡牘にそれらの部署宛のものがない。

まず、数量の差については、各担当部署宛封緘簡牘は当該部署宛文書に付される以上、その数量は文書の数量に比例する。従って基本的には、事例の多い部署はそれだけ県内各官府からの文書を受領していたと考えられ、業務繁多であったといえる。とすれば、当然ではあるが、吏＝人事管理、戸＝民衆把握、倉・金布＝財政運営、獄＝裁判・司法が、県の基幹業務であることが封緘簡牘から判明することになる。これらの事例数の多い担当部署が、「主某」のみならず「某曹」とも称されている点は興味深い。例外は金布だが、二字名であり「某曹」と呼称しにくいといった原因があるのかも知れない。事例数の少ない簿・課・計には「某曹」と称された事例は第八層簡にはみられない。この簿・課・計は、里耶秦簡には書類の名称としてみえる。それぞれ事例を掲げよう。

廿九年八月乙酉庫守悍作徒薄受司空城旦四人丈城旦一人舂五人受倉隸臣一人●凡十一人
（第一欄）

城旦二人縉甲□□

丈城旦一人約車缶 卅年上之□

城旦一人治輸□□

隸臣一人門負劇

城旦一人約車登

春三人級媵□娃(正)

八月乙酉庫守悍敢言之疏書作徒簿牒北上敢言之／逐手

乙酉旦隸臣負解行廷(背)

(J1⑧686+973,形状○二甲／機能○一甲)

廿九年九月壬辰朔辛亥貳春鄉守根敢言之牒書水

火敗亡課一牒上敢言之(正)

九月辛亥旦史邛以來／感半 邛手(背)

(J1⑧645,形状○二甲／機能○一甲)

倉曹計録 器計 馬計

禾稼計 錢計 羊計

貸計 徒計 田官計

畜計 畜官牛計 凡十計

史尚主

(J1⑧481,形状○三甲／機能一四)

こうした書類は、県廷各部署へ県内諸官府から送られてきたり、県廷各部署で作成されたりしたようで、「課」については「某課志」として、「田官課志」(J1⑧479)・「倉課志」(J1⑧495)・「尉課志」(J1⑧482)・「郷課志」(J1⑧483)・「司空課志」(J1⑧486)・「畜官課志」(J1⑧490)、「計」については「某計録」として、「司空曹計録」(J1⑧480)・「倉曹計録」(J1⑧481)・「戸曹計録」(J1⑧488)・「金布計録」(J1⑧493)といった事例がある。

里耶秦簡の公開が一部にとどまる現状では、主簿・主課・主計が簿曹・課曹・計曹と称されてはいなかった、と断ずることはできない。ただ、本来は書類の種類を示す語である簿・課・計に主をつけて「某種書類担当宛」という程度の意味で封緘簡牘に記したと思われる点から敷衍すると、「主某」という呼称は「某の担当宛」という程度の意味で、県廷内に担当部署が部局組織として存在するか否かにかかわらないものであるように思われる。そのことは、文書中に散見する開封者指定文言である「署主符」(J1⑧462)・「主食発」(J1⑧830+1010)・「署主錢」(J1⑧965)といった類似例を含めて考えれば、より一層鮮明となるだろう。

秦・漢の県機構にかんする先行研究は多数あるが、県廷の部局について仲山茂氏に重要な指摘がある⁽²²⁾。仲山氏は睡虎地秦簡や工官作成器物銘文を主要史料として、秦県にみられる独立性の強い「官」と、前漢後期以降一般化する、独立性が低く県機構の一部とみられる「曹」との性格の違いに着目し、諸曹の前身として令・丞に直属する令史を想定した。また青木俊介氏は前掲注(6)諸論考中、仲山氏の論考を基礎として、先行公開された里耶秦簡を分析し、県廷の部局組織と、県廷外の県隸下各官府の存在を指摘する。

「某曹」にはそれぞれ担当の令史が存在していたようで、里耶秦簡では「某曹令史」として

みえる。前掲の J1⑧487+2004 には「戸曹令史」がみえるが、以下の「伐閔」では令史の釦が司空曹を担当可能である旨が記されている。

資中令史陽里釦伐閔

十一年九月陰為史 □計 戸計

為郷史九歳一日 年卅六

為田部史四歳三月十一日 可直司空曹

為令史二月

(J1⑧269、形状○三甲／機能一四)

このような事例からみて、「某曹」は、県廷内で部局組織化して存在し、それが県廷内外にも認識されていると考えられよう。「某曹」の事例がある担当は、その担当宛の封緘簡牘の数量が多いということも、それだけ常時業務繁多な担当であり、その業務は適宜手空きの者がその都度担当するのではなく、なるべくその業務を担当する官吏を決めておくことで効率的に処理する必要性が強かったということではないか。すなわち、部局組織化しているか否かに関わらず「某担当」の意で用いられるのが「主某」、ある程度部局化していることを前提に用いられるのが「某曹」という関係になろうか。無論、「某曹」が存在する県廷に対して「主某」と記して送付しても、文書は当該「某曹」に届けられるであろう。以上の里耶秦簡の事例は、仲山・青木両氏の見解を大筋で肯定するものといえる。

なおⅢ-C-③には「守府戸曹発」の事例がある。守府はこの場合、郡守府(秦守府、漢代の郡太守府)を指すが、郡守府にも戸曹が存在していたようである。また、

□尉府爵曹卒史文守府戍卒士五狗以盛都結

□ 式□

(J1⑧247、形状○二乙／機能○一)

などの事例からは、尉府(郡尉府、漢代の郡都尉府)にも、爵曹なる「某曹」と思われる部署が存在し、その担当に卒史が当たっていたことがうかがえる。

ところで、これらの某曹が、前漢後半期以降に典籍・石刻史料等で多く見られるようになる、郡県諸曹掾史の原型になったであろうことは想像に難くない。すでに、紙屋正和氏により、秦・前漢前半期の県廷部局組織については、実務処理を担当した列曹に相当する部門は充実していたとの指摘がある⁽²³⁾。この点の解明については、本稿四節で試みる第八層出土簡の文書・簿籍類をその内容によって関係部署ごとに分類し、組み合わせでの検討の上で、そこに後日公表されるであろう他の層から出土した封緘簡牘や文書・簿籍等の検討結果を追加していくことで、前漢後半期以降と連続した変遷が追えるようになるであろう。

(四)沅陵獄史・獄佐宛(Ⅲ—B)

この一群の封緘簡牘は、洞庭郡から覆獄のために遷陵に来ていたと思われる沅陵獄佐に宛てた封緘簡牘と、発信者・目的とも不明だがやはり遷陵県に来ていた沅陵県の獄史宛であり、他県の属吏が一時滞在している所への公文書類通伝の実例として興味深い。

覆獄沅陵獄佐は、沅陵県の吏であると考えられるが、「二年律令」には、

气(乞)鞫者各辞在所県道、県道官令、長、丞謹聽、書其气(乞)鞫、上獄属所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及郡各移旁近郡、御史、丞相所覆治移廷。

(「二年律令」116簡の一部～117簡,形状〇一／機能二二)

と、下線部に「二千石官は都吏をしてこれを覆させよ」とあるように覆獄は都吏に実施させることとなっていた。この都吏は基本的には郡守府の官吏と考えられるが、この里耶の事例では、県の属吏も覆獄の吏に任じられたと解釈できる。もっとも、沅陵獄史に宛て、沅陵ではなく洞庭郡から直接文書が届けられている点からみて、一時的に洞庭郡の指揮下に入り、都吏に準じた扱いを受けたものと推察される。

(五)書信(Ⅲ—D)

書信の宛先を記した封緘簡牘の一群である。多くの事例で官職名が人名の前に記されており、遷陵県廷勤務の令史に宛てたものが多い。この令史の人名であるが、「毛季」「芒季」「忘季」とある。毛・芒・忘とも通用すると思われ、同一人物を指すのではないか。また、1529正面「進書令史毛季従者」の「従者」、2196の「敬進書丞公従史」の「従史」は、いずれもいわゆる「脇付」表現と考えられる⁽²⁴⁾。漢代の書信に付したと思われる封緘簡牘や書信・名謁類の宛名表記と比べると、用語等に差異がみられる。まず、前漢中期頃とされる天長漢簡では、

伏地再拜	□□孟	
☑進書	謝漢	
馬足下	進	
	東陽	
	謝孟	(天長漢簡 M19:40-14,形状〇三甲／機能〇三甲B)

とある。また、前漢後期の居延漢簡でも、

広意伏地再拜	広意丈人即
進書	孝君衣不行
覆長実足下	

卅二年正月戊寅朔甲午啓陵郷夫敢言之成里典啓陵

郵人欽除士五成里保成成為典保為郵人謁令

尉以從事敢言之(正)

正月戊寅朔丁酉遷陵丞昌卻之啓陵廿七戸已有一典今有除成為典何律令

応尉已除成保為啓陵郵人其以律令/気手/正月戊戌日中守府快行

正月丁酉旦食時隸妾冉以来/欣発 壬手(背)

(J1⑧157,形状○三甲/機能○一丙)

この文書は、啓陵郷が発信した遷陵県宛上行文書(網かけ部分)と、遷陵県が発信した啓陵郷宛下行文書(原則的に遷陵県に遷陵県から発信した文書の原本が残るはずはないため、控えである)との二部分から構成され、複合的な文書であるが、上行文書に対する返答の部分こそが本体と考えられる。従って、本質的には「一点の下行文書」と判断すべきであろう。

しかし、この二部分それぞれに独立した文書としての体裁をよく残している上、文書の通伝・開封者や書写者にかんする記載があり、「一点の下行文書」としてしまうと、貴重な上行文書の事例を消し去ることにもなりかねない。そこで、本稿ではこうした複合的な文書については、本来一点と数えるべきものでも、前掲の例のように分割した方が事例として有用なものは、分割して一例とした。そのようにして集めた公文書の事例は一五七例である。当然ながらその大半は遷陵県廷が発信者・受信者であるが、以上のように一点の文書を通伝過程により分割したため、その部分だけ取りだすと遷陵県と関係ない文書も一定数含まれることとなる。

なお、本稿でいう「公文書」は、前掲注(5)拙稿の定義である、

「公的権威もしくは公的権力の元に公的なものとして行なわれた意思表示である」という形式をとる意思表示手段

に、筆者が合致していると判断したものである。従って、一見すると簿籍類と判断されるものも含まれるが、送達の文言が付随していると判断されるものは事例として算入した。これらの公文書については一覧表二にまとめた。その上で、個別の論点についてみていきたい。

(一)文書の通伝担当者

まず、封緘簡牘と密接な関係がある、文書の通伝担当者について、一覧表から抽出・集成しておきたい。【 】内は、発信者名→受信者名となっており、先のJ1⑧157の啓陵郷からの上行文書部分のように、受信者名が明記されていない例でも、遷陵県であることは自明であり、そのような場合は発信者・受信者として【 】内に記した。

I、官吏によるもの 三二例

A、佐 合計二三例

60+656+665+748(2)【夔道県→遷陵県】、61+293+2012(2)【洞庭郡→遷陵県】、75+166+485(1)【少内→遷陵県】、75+166+485(2)【遷陵県→郵県】、142【都郷→遷陵県?】、152【少内→遷陵県】、164+1475【少内→遷陵県】、170【都郷→遷陵県】、173【庫→遷陵県】、175【?→遷陵県】、196+1521【都郷→遷陵県】、199【畜官→遷陵県】、681【?→遷陵県】、890+1583【少内→遷陵県】、1069+1434+1520【庫→遷陵県】、1443+1455【都郷→遷陵県】、1490+1518【倉→遷陵県】、1510(1)【庫→遷陵県】、1514【庫→遷陵県】、1559【仮倉→遷陵県】、1566【田官→遷陵県】、2011【都郷→遷陵県】、2034【少内→遷陵県】

B、令佐 合計二例

197(2)【遷陵県→洞庭郡】、1449+1484【遷陵県→洞庭郡】

C、史(小史・尉史含む) 合計五例

136+144【倉→遷陵県】、143(1)【畜官→遷陵県】、645【貳春郷→遷陵県】、672【田官→遷陵県】、717【発弩(尉)→遷陵県】

D、郷守 合計二例

660【都郷→遷陵県】、1554【都郷→遷陵県】

II、官吏以外によるもの 四五例

A、郵人 合計九例

62【遷陵県→洞庭郡】、66+208【門浅県→臨沅県】、154【遷陵県→洞庭郡】、664+1053+2167【遷陵県→洞庭郡】、704+706【遷陵県→洞庭郡】、767【啓陵郷→遷陵県】、769【啓陵郷→遷陵県】、1523(2)【洞庭郡→遷陵県】、2159【洞庭郡→?】

B、走 合計七例

63(3)【遷陵県→司空】、67+652【尉→遷陵県】、133(1)【西陽具獄獄史→遷陵県】、135(1)【司空→遷陵県】、135(2)【遷陵県→司空】、657【遷陵県→尉】、1452【倉→遷陵県】

C、守府 合計一一例

60+656+665+748(3)【遷陵県→少内】、71【遷陵県→尉】、140(3)【遷陵県→尉】、141+668【発弩(尉)→遷陵県】、155【遷陵県→少内】、157(2)【遷陵県→啓陵郷】、158【遷陵県→西陽県】、198+213+2013(2)【発弩(尉)→遷陵県】、768【遷陵県→洞庭郡】、1477【尉→遷陵県】、1525(2)【遷

陵県→倉】、1560【遷陵県→倉】

D、隸臣妾 合計一例

69【遷陵県→尉】、78【洞庭仮卒史→遷陵県】、157(1)【啓陵郷→遷陵県】、647【酉陽→遷陵県】、651【啓陵郷→遷陵県】、666+2006【司空→遷陵県】、686+973【庫→遷陵県】、736【倉→遷陵県】、1515【貳春郷→司空】、1524【司空→遷陵県】、1538【遷陵県→?】、2441【啓陵郷→遷陵県】

E、居貲 合計一例

197(1)【遷陵県→洞庭郡】

F、乗城卒 合計一例

1516【遷陵県→洞庭郡】

G、民 合計五例

63(2)【旬陽県→遷陵県】、75+166+485(3)【遷陵県→郵】、657(2)【洞庭郡→各県】、673+2002(1)【貳春郷→遷陵県】、1563(1)【尉→遷陵県】

通伝担当者自体について簡単にみておく。官吏としては郷守・佐・令佐・史がある⁽²⁷⁾。郷守の事例は、660が郷から県への上行文書を発信名義人の郷守が自ら持参したもの、770が県からの召喚命令を受けた郷守がみずから召喚状を持参してきたものと考えられる。令佐は里耶秦簡の公表により初めて存在が判明した官吏で、尉史などから転任していた。

令佐華自言故為尉史

(J1⑩1008+1461+1532の一部、形状○三甲／機能○一丙)

郵人は、かつて先行公開された里耶秦簡を用いて論じたように、郵に配属された「半官半民」の通伝担当者である⁽²⁸⁾。走は、

廿八年六月己巳朔甲午倉武敢言之令史敵彼死共走興今彼死次

不当得走令史畸当得未有走今令畸襲彼死処与敵共

走倉已定籍敢言之(正)

(始皇二八年六月二六日、倉武申し上げます。令史敵・彼死は共走興と共にしています。今彼死の立場としては走を得られません。令史畸は得られるのですが走がありません。今、畸に彼死のポストを継がせて敵と走を共にさせます。倉はすでに籍を定めました。以上申し上げます)

(1490+1518 正、形状○三甲／機能○一甲)

とあるように、令史等に与えられる下働きの者である。守府も同様で、以前指摘したが⁽²⁹⁾、僕・養と同様の官府の下働きの者である。走・守府ともに隸臣妾が宛てられていた点は、畑野吉則氏により指摘されている⁽³⁰⁾。「隸臣某行」「隸妾某以来」などの表記もあり、こうした見解を補

強しよう。他に、兵士や民の事例がある。

通伝担当者全七七例中、官吏三二例(約四一・五%)・非官吏四五例(約五八・五%)で、通伝の担当にかなり多くの官吏が従事している事が看取できる。しかし、通伝といっても県廷と県内の

官府	通伝担当	内訳	発信	受信	備考
郡県間 13例	官吏4	佐1	-	1	
		令佐2	2	-	
		官不明吏1	-	1	
	非官吏9	郵人5	4	1	
		乗城卒1	1	-	「行旁」
		民1	-	1	
		居費1	1	-	
守府1	1	-			
	官吏2	佐2	1	1	発信「行旁」
	非官吏4	民2	1	1	
		守府1	1	-	
隸臣妾1		-	1		
県内 52例	官吏25	郷守2	-	2	
		佐18	-	18	
		史(小史含)4	-	4	
		尉史1	-	1	
	非官吏27	郵人2	-	2	
		民2	-	2	
		守府10	7	3	
		走6	3	3	
		隸臣妾8	1	7	

備考:表四には 66+208【門浅県→臨沅県】、78【洞庭仮卒史→遷陵県】、133(1)【西陽具獄獄史→遷陵県】、681【?→遷陵県】、1515【貳春郷→司空】、2159【洞庭郡→?】の六例を含まない

場合も、事例数は多くないが非官吏の方が多い。これらの点から、県外との文書通伝は主に非官吏により担当され、県内は半数程度が官吏により担われたという違いが明確になった。

さらに、官吏による県内での文書通伝事例において、遷陵県廷発信文書を官吏が通伝した事例は見いだせず、全て遷陵県廷が受信した文書である。具体的に県内のどのような機関との文書の通伝がなされていたのか、県外も含めて表五にまとめた。

表五からは、県尉(一三例)・郷(三郷合計三〇例)・諸官(四九例)がそれぞれ県廷と多くの文書をやりとりしていたことがうかがえるが、それらの官府から県廷が受信した文書の通伝は官吏が、県廷が発信した文書の通伝は非官吏が実施していることがより明瞭にわかる。

郷や指揮下諸官などの文書のやり取りから、遷陵県一他県、遷陵県一洞庭郡間などのやり取りまで含まれる。そこで、表四に遷陵県廷を中心に通伝担当者を示した。

表四から明らかなように、官吏が文書の通伝を担当する場合、三一例中二五例(約八〇%)が県内での通伝となっている。一方で、洞庭郡と遷陵県廷の間の通伝を担当したのは、郵人をはじめ非官吏が主である。県間事例の

表五 遷陵県を中心とする文書受発信一覧(網かけは官吏による通伝を示す)						
県内外	相手官府	通伝担当者	発信	受信	簡番号(J1⑧は省略、(1)~(3)は複合文書を分割した番号)・備考	
県内 92 例	尉 13	尉史 1	0	1	(発)なし/(受)717(3)	
		民 1	0	1	(発)なし/(受)1563(1)	
		守府 5	2	3	(発)71,140(3)/(受)141+668,198+213+2013(2),1477	
		走 2	1	1	(発)657(1)/(受)67+652	
		隸臣妾 1	1	0	(発)69/(受)なし	
		不明 3	1	2	(発)661(2)/(受)85(1),671+721+2163	
	合計 14	5	8			
	都郷 8	郷守 2	0	2	(発)なし/(受)660,1554	
		佐 5	0	5	(発)なし/(受)142,170,196,1443+1455,2011	
		不明 1	1	0	(発)198+213+2013(1)/(受)なし	
		合計 8	1	7	備考…198+213+2013(1)は郷官あて(都郷・啓陵郷・貳春郷すべてに算入)	
	啓陵郷 12	郵人 2	0	2	(発)なし/(受)767,769	
		守府 1	1	0	(発)157(2)/(受)なし	
		隸臣妾 3	0	3	(発)なし/(受)157(1),651,2441	
		不明 6	2	4	(発)770,198+213+2013(1)/(受)1525(1),1562(1),1562(2),1797	
		合計 12	3	9	備考…198+213+2013(1)は郷官あて(都郷・啓陵郷・貳春郷すべてに算入)	
	貳春郷 10	史 1	0	1	(発)なし/(受)645	
		戍卒	0	1	(受)1459	
		民 1	0	1	(発)なし/(受)673+2002(1)	
		不明 7	1	6	(発)198+213+2013(1)/(受)661(1),731,962+1087,1527,1539,1565	
		合計 9	1	8	備考…198+213+2013(1)は郷官あて(都郷・啓陵郷・貳春郷すべてに算入)	
	少内 9	佐 5	0	5	(発)なし/(受)152,164+1475,75+166+485(1),890+1583,2034	
		守府 2	2	0	(発)60+656+665+748(3),155/(受)なし	
		不明 2	2	0	(発)378+514,1008+1461+1532/(受)なし	
		合計 9	4	5		
	司空 13	走 3	2	1	(発)63(3),135(2)/(受)135(1)	
		隸臣妾 2	0	2	(発)なし/(受)666+2006,1524	
		不明 8	2	6	(発)133(2),904+1343(2)/(受)47,73,648,697,1510(2),2008	
		合計 13	4	9	備考…904+1343 は倉と司空あて(双方に算入)	
	倉 12	佐 2	0	2	(発)なし/(受)1490+1518,1559	
		史 1	0	1	(発)なし/(受)136+144	
		守府 2	2	0	(発)1525(2),1560/(受)なし	
		走 1	0	1	(発)なし/(受)1452	
		隸臣妾 1	0	1	(発)なし/(受)736	
		不明 5	3	2	(発)130+190+193,904+1343(2),1563/(受)369+726,663	
	合計 12	5	7	備考…904+1343 は倉と司空あて(双方に算入)		
	庫 5	佐 4	0	4	(発)なし/(受)173,1069+1434+1520,1510(1),1514	
		隸臣妾 1	0	1	(発)なし/(受)686+973	
		不明 0	0	0	(発)なし/(受)なし	
		合計 5	0	5		
	田 5	佐 1	0	1	(発)なし/(受)1516	
		史 1	0	1	(発)なし/(受)672	
		不明 3	0	3	(発)なし/(受)179,274,2038	
		合計 5	0	5		
	畜 3	佐 1	0	1	(発)なし/(受)199	
		史 1	0	1	(発)なし/(受)143(1)	
		不明 1	1	0	(発)137/(受)なし	
		合計 3	1	2		
	厩 2	不明 2	0	2	(発)なし/(受)163,677	
		合計 2	0	2		
	県外 30 例	洞庭郡 22	令佐 2	2	0	(発)197(2),1449+1484/(受)なし
			佐 1	0	1	(発)なし/(受)61+293+2012(3)
			不明の吏 1	1	0	(発)1511/(受)なし
			郵人 5	4	1	(発)62,154,664+1053+2167,704+706(2)/(受)1523(2)
			乗城卒 1	1	0	(発)1516/(受)なし
			民 1	0	1	(発)なし/(受)657(2)
			居費 1	1	0	(発)197(1)/(受)なし
			守府 1	1	0	(発)768/(受)なし
			不明 9	5	4	(発)183,653(1),653(2),704+706(1),705/(受)159(2),755~759(1),755~759(2),1523(1)
			合計 22	15	7	備考…1516 に「行旁」記載
			他県 8	佐 2	1	1
		民 2		1	1	(発)75+166+485(3)/(受)63(2)
		守府 1		1	0	(発)158/(受)なし
		隸臣妾 1		0	1	(発)なし/(受)647
		不明 2		0	2	(発)なし/(受)140(2),1219
		合計 8		3	5	備考…75+166+485(2)に「行旁」記載

この県廷への通伝にあたった官吏であるが、多くの場合で、県廷へ文書を発信した官府の官吏と考えられる。例えば前掲 J1⑧173 背面で通伝にあたった庫の佐である処は、書類作成者としても「処手」と明記されており、庫の官吏として書類を作成し、県廷へ持参したことがわかる。類例を表六としてまとめた。

簡番号	発信官府	通伝・「手」者
8-75+166+485(1)	少内	佐気
8-152	少内	佐処
8-164+1475	少内	佐欣
8-173	庫	佐処
8-645	貳春郷	史邛
8-890+1583	少内	佐欣
8-1069+1434+1520	庫	佐横
8-1443+1455	都郷	佐初
8-1490+1518	倉	佐尚
8-1559	假倉	佐居

このことは、二種の可能性を導き出す。一つは各官府に通伝に廻せるだけの人員がおらず官吏が自ら通伝せざるを得ないという可能性、もう一つは人員の問題ではなく、書類作成者本人または文書の内容・背景を知り得る者に文書を持たせれば、県廷から内容に疑義を呈された場合などに即座に対応できるため、あえて官吏に持たせた、という可能性である。里耶秦簡による限り、後者の可能性の方が強いようである。

廿九年九月壬辰朔辛亥遷陵丞昌敢言之令令史感上

水火敗亡者課一牒有不定者謁令感定敢言之

已(正)

九月辛亥水下九刻感行 感手(背)

(始皇二九年九月二〇日、遷陵丞昌申し上げます。令史感に「水火敗亡者課」一牒を提出させます。

不明点あらば感に明らかにさせるようにして下さい。以上申し上げます。九月二〇日水下九刻、感が持って行った。感手) (J1⑧1511,形状〇二甲/機能〇一甲)

この事例では、令史感に「水火敗亡者課」を持たせて郡府に派遣しているが、「定まらざる有らば感をして定めせしめんことを謁む」とあり、もし不明点があれば感に聞いてくれるよう依頼する文言が付け加えられている。ここまで明示的に記してある公文書は少ないが、県内諸官府が官吏に持参させるには、こうした含みが持たされているのではないか。また、前掲 J1⑧1069+1434+1520 などに示されているように、各官府には必要な下働きの隸臣妾などが配分されており、人員不足で官吏が通伝に従事するという状況は考えにくい。

そしてまた、県廷から各官府への発信にあたっては、守府・走をはじめとする県廷の下働きをする非官吏が従事することが多い。このことは、彼らが持参する文書が命令などの下行文書であり、その場で疑義を呈されて答える必要などが少ない内容である上、令史を中心とする県

廷官吏の業務繁多にも由来するように思われる⁽³¹⁾。

(二) 県外への文書通伝について

次に、主に非官吏により担われていたと考えられる県外への文書通伝についてみてみたい。遷陵県から県外へ発信される文書を携えていったのは、郡県間であれば郵人、県間であれば民や隸臣妾らであるが、彼らは一体どこまで文書を携えていったのであろうか。

まず、郵人以外の場合であるが、前掲の「書不当以郵行者、為送告県道、以次伝行之」(張家山漢簡「二年律令」行書律 274 簡の一部)によれば、郵を用いない場合は、県・道が順次通伝することになっており、最も単純に考えれば、隣県までということになる。実際、表四にも示したように、「行旁」と明記した例もあり、これは隣県へ持参したと考えられる。ただし、事例としてはわざわざ行旁と示さない事例が大多数である。この場合は県内の各官府等を経由し、最終的に隣県へ至ったと考えるのが順当であろう。

廿九年十二月丙寅朔己卯司空色敢言之廷令隸臣□行

書十六封曰伝言今已伝者敢言之(正)

己卯水下六刻隸妾畜以来／綽半 鄒手(背)

(始皇二九年一二月一四日、司空色申し上げます。廷は、隸臣□に十六封の書類を送付させ、「通伝したら言え」とのことでした。今すでに通伝しましたので、申し上げます。一四日水下六刻、隸妾畜が持ってきた。綽半 鄒手) (J1⑧1524、形状○二甲／機能○一甲)

この事例では、文書通伝を主要業務としない司空が十六封の文書の伝達について県廷へ報告しており、この時の文書通伝が司空を経由したことがわかる。

下行文書の伝達ルートと違い、どのように県外に出るのかというルートについては、現状では明確にし難い。ただ、郡から遷陵県へ下達され、さらに県内各官府へ下達される下行文書も、下達対象によって配信される機関が異なりルートも変化するとはいえ、ある程度のルートが決まっていたことがうかがえる。例示した里耶秦簡の下線部がそれにあたる(下線部のみ訳出)。

六月乙未洞庭守礼謂県畜夫聴書從事□

□軍吏在県界中者各告之新武陵別四道以次伝別書写上洞庭(正)

尉皆勿留(背)

(新武陵は四ルートに分けて順次伝送し…)

(J1⑧657 の一部、形状○三甲／機能○一丙)

三月庚戌遷陵守丞敦狐敢告尉告貳春郷司空倉主聴書從事尉別書都

郷司空司空伝倉都郷別啓陵貳春皆勿留脱它如律令

(尉は書類を都郷・司空に分ち、司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春郷に分ち、遺漏なきよう)

(J1⑩6 背面の一部、形状○三甲／機能○一丙)

こうした点から、県外への文書伝達に際しても、一定のルートが存在したとするのは、突飛な推測とはいえないだろう。

(三) 郵を利用した通伝

では、郵人が担当した場合は、どのような通伝がなされるのか。郡県間の通伝事例では、郵人が県廷から文書の通伝に従事した事例が四例みられ、うち二例(62、704+706(2))では「都郵人」すなわち都郷所在の郵の郵人によるものである。これらの事例からみると郵を使用した通伝の場合は、基本的には県廷から郵人が通伝を担当するようにみえる。ただ、そのように考えると、都郵の郵人は県廷に常時詰めていてその指示を受ける状態が想定されるが、県廷と郵とは一応別個の機関である以上、それもいささか考えにくい。

そこで注目されるのが、里耶秦簡中に見える、居延漢簡で「郵書刺」「過書刺」と称される記録と酷似する一群の簡牘である。一例掲げておく。

獄東曹書一封丞印詣泰守府廿八年九月己亥水下四刻隸臣申以来

(J1⑩1155、形状○一／機能一二)

基本的に「文書類別＋数量＋封印名＋宛先＋年月日時刻＋通伝者身分＋名」という書式になっている。前掲注(30)畑野論考でこの種類の簡が集成されており、その成果によりつつ持参者がわかる事例を表七としたが、そこから興味深い点が判明する。

簡番号	文書名・数	封印名	宛先	年月日	通伝者
273+520	獄東曹書 1	—	洞庭泰守府	28年 2月甲午日入時	牢人佺以来
373	—	—	辰陽・胸忍	28年 9月辛丑	走起以来
453	尉曹書 3	令印	銷・丹陽・□陵	28年 9月庚子水下二刻	走祿以来
475+610	書 1	遷陵丞印	啓陵	35年 6月甲子	隸妾孫行
728+1474	獄南曹書 2	遷陵印	洞庭泰守府・洞庭尉府	9月乙亥舖時	牢人誤以来
959+1291	獄東曹書 1	令印	洞庭守府	9月戊戌水下二刻	走佺以来
1009	—	—	□陽	7月癸酉	走申以来
1119	書 3	令印	(洞庭)守府 2・成紀	9月庚寅水下七刻	走佺以来
1155	獄東曹書 1	丞印	泰守府	28年 9月己亥水下四刻	隸臣申以来
1225	尉曹書 2	遷陵印	洞庭泰守府・洞庭尉府	9月辛丑水下二刻	走□以来
1467	獄東書 1	丞印	競陵	35年□	□人饋以来
1533	戸曹書 4	遷陵印	咸陽・高陵・陰密・競陵	27年 5月戊辰水下五刻	走荼以来
1829	—	—	洞庭泰守府	2月乙未水下八刻	走佺以来
1886	獄南曹書 3	丞印	西陽 2・零陽	30年 9月丙子旦食時	隸臣羅以来

まず、取り扱われた文書類別からみると、書とのみあるものも存在するが、県廷の曹にかかわる内容の公文書が大半で、おそらくその曹で作成も実施したものと考えられる。しかし、それらの公文書を封印しているのは、いずれも県令・丞の印である。「遷陵印」とあるのも、県令印と推測され、逆に令・丞印が遷陵県令・丞であることを示している。このことは、令史ら県廷の書記官が独自に公文書を発信する権限が相当限られており、名義上は長官・次官の名において発信されていたことを示す。また通伝者は走・牢人⁽³²⁾・隸臣などで、郵人はない。最後に、県外宛の文書については全て「以来」とあり、この簡牘を作成した官府に、ここに記された公文書が持参されたことがわかる。

以上の特徴から、この簡牘の作成官府は遷陵県内に所在するとともに、遷陵県令・丞の封印が施された公文書がもたらされたことから遷陵県廷ではないことは明白である⁽³³⁾。とすると、県廷外で通伝に従事した官府や機関で、例えば郵など通伝を主業務とする機関か、または前掲J1⑧1524の司空のように副次的業務として通伝を実施した官府が作成したと考えられる。同年同月中に県外宛公文書が複数持ち込まれており、日常的に県外宛公文書伝達を担っていたことを強くうかがわせ、また公文書を郵人が持ち込んでおらず、さらに、令や丞の印で封印されていても、県廷内のどの部署による発信であるかを把握している、という点からみて、遷陵県廷近傍の文書通伝を主業務とする機関、この場合は都郵であろうが、そこによって作成された県外宛公文書の発信記録ではないか。つまり、県廷で作成した県外宛公文書で郵を利用するものは、県廷が郵人を呼んだり県廷に居合わせたりした場合などはそのまま郵人が県廷から通伝にあたるが、県廷から郵まで走などが持ち込む場合もあったのではないか。つまり県廷から郵人が公文書を通伝しなかったから郵を用いなかったとは限らない、ということである⁽³⁴⁾。

また、一例だが遷陵県内の啓陵郷宛て(J1⑧475+610)があり、隸妾の孫が運んで行ったとある。J1⑧1538にも、遷陵守丞発信の文書を隸妾の孫が運んだ旨の記載がある。隸妾の孫は県廷に詰めて文書伝達に従事しており、J1⑧475+610の場合は、通伝機関に立ち寄って記録を残し、そのまま啓陵郷まで運んで行ったのではないか⁽³⁵⁾。

(五)宛先記載封緘簡牘との組み合わせ

次に、先に集成・分析した、宛先記載封緘簡牘との関係を考えたい。公文書本体と封緘簡牘との関係を考えるにあたっては、個々の送達された公文書に実際につけられていた封緘簡牘を一つ一つ判別して、組み合わせで検討するのが理想であるが、これは事実上不可能である⁽³⁶⁾。そこで次善の策として、例えば県廷の甲曹宛の宛先記載封緘簡牘の一群と、県廷の甲曹を受信

者とする公文書の一群とを、極めて関連性の強い史料群とみなして検討していくこととなる。しかし、既公表の里耶秦簡の公文書で、県内諸官府から県廷に宛てた上行文書自体に受信する担当部署名が明記される例はないようである。県から郡への上行文書に、郡からの返信を求めらるにあたり担当部署を指定する開封者指定文言を付す場合はあるが、そうした開封者指定文言に対応する記載も宛先記載封緘簡牘の方に記される。従って、県廷外から発信された文書が県廷のどの担当部署によって処理されるべき文書であったかは、文書そのものからは直接判明しない。

ただし、県廷担当部署のうち、特定の曹と、県内諸官府の特定の官との間に、一定の結びつきの存在を示唆する史料がある。前掲の「某計録」と記された一群の簿籍類で、「司空曹計録」(J1⑧480)・「倉曹計録」(J1⑧481)・「戸曹計録」(J1⑧488)・「金布計録」(J1⑧493)といった事例があり、「某」の部分県廷諸曹の名称であるとともに、同一名の県内諸官府との強い関連性をも示している。またその簿籍類中「某々計」とあるものの中に、県内諸官府に結びつくものが存在している。以下、例示しよう。

①司空曹計録 贖計 凡五計

船計 賞責計 史尚主

器計 徒計 (J1⑧480,形状〇二甲／機能一四)

→関連する県内諸官府…司空(J1⑥4)によれば県内諸官府に船官もあり、船官も加わる)

②倉曹計録 器計 馬計

禾稼計 錢計 羊計

貸計 徒計 田官計

畜計 畜官牛計 凡十計

史尚主 (J1⑧481,形状〇三甲／機能一四)

→関連する県内諸官府…倉・畜・田

③戸曹計録 田堤封計

郷戸計 鑿計

繇計 鞠計

器計 ●凡七計

租質計 (J1⑧488,形状〇三甲／機能一四)

→関連する県内諸官府…郷

④金布計録 工用計 金錢計

庫兵計 工用器計 凡六計

車計 少内器計

(J1⑧493,形状○三甲／機能一四)

→関連する県内諸官府…庫・少内・厩(車の管理という点での推測)

このように里耶秦簡中の「某計録」は以上四例であるが、県内諸官府のかなりの部分がカバーできる⁽³⁷⁾。この事例は「計」について特定の県廷某曹と特定の県内某官府に関係性がみられることを示しているものである。次のような文書は完全にこの事例とかかわるから、当該文書が戸曹に届けられたことは疑いあるまい。

卅五年九月丁亥朔乙卯貳春郷守辨敢言

之上不更以下繇計二牒敢言之

(始皇三五年九月二九日、貳春郷守辨、申し上げます。「不更以下繇計」二牒を提出いたします。以上

申し上げます)

(J1⑩1539,形状○二甲／機能○一甲)

無論、こうした事例から、「司空からの文書は全て司空曹に集中する」などとまではいえないが、少なくとも何らかの集計に類すると思われる「計」の提出先として選択されている以上、それ以外の文書についても一定の数量が集中するとの推測ができる。かつて先行公表された里耶秦簡のうち、相互に関連すると思われる以下の二簡は、そうした推測の補強材料となろう。

四月丙午朔癸丑遷陵守丞色下少内謹案致之書到言署金布発它如

律令／欣手／四月癸丑水十一刻刻下三守府快行少内(正)

(四月八日、遷陵守丞色、少内に下命する。謹んで調査し、このことを執行するように。書が到着したら報告し、「金布開封」と記せ。他は律令のとおりにせよ。欣手。四月八日水十一刻刻下三刻、守府快が少内へ持って行った)

(J1⑩155,形状○二甲／機能○一丙)

卅二年四月丙午朔甲寅少内守是敢言之廷下御史書挙事可為

恒程者洞庭上帛直書到言今書已到敢言之(正)

四月甲寅日中佐処以来／欣発 処手(背)

(始皇三二年四月九日、少内守是、申し上げます。県廷は御史書「挙事可為恒程者洞庭上帛直」を下し、「書が到着したら報告せよ」とのことでした。今、書はすでに到着しました。以上申し上げます)

(J1⑩152,形状○二甲／機能○一甲)

これらは他に J1⑩158・159 も絡む文書であるが、155 には金布開封が指定されており、152 は宛先記載封緘簡牘に廷金布などと記してあったものと考えられる。すなわち、単なる書類到着報告であっても、県内諸官府の少内に対応する金布が取り扱うことがあったこととなる。この事例は、返信時に開封部署(=担当部署)を明記するよう指示があった事例であるが、指示がなく

とも開封部署を明記したり、あるいは明記しなくとも最終的に担当部署に廻されたであろうことをうかがわせるに足るであろう。

以上のように考えると、例えば以下の文書の内容もある程度理解できる。

卅五年八月丁巳朔己未啓陵郷守狐敢言之廷下令書曰取鮫魚与

山今廬魚献之間津吏徒莫智●問智此魚者具署

物色以書言●問之啓陵郷吏黔首官徒莫智敢言之●戸(正)

曹

八月□□□郵人□以来／□発 □手(背)

(始皇三五年八月三日、啓陵郷守狐、申し上げます。県廷が下達した令書に『鮫魚と山今廬魚をとってこれを献上せよ』とあるが、津の吏・徒に問い合わせても知っている者がいない。●この魚を知る者に問い合わせ、詳しく形状や色合いを記し書面によって言上せよ』とありました。●この件を問い合わせたところ、啓陵郷の吏・黔首・官徒に知っている者はいません。以上申し上げます。●戸曹。

八月□□□郵人□が持ってきた。／□発 □手) (J1⑧769, 形状○三／機能○一甲)

この文書は鮫・山今廬魚にかんする問い合わせへの返答であるが、末尾に「●戸曹」とある。内容上、魚を知っているかどうかなど到底戸曹の主要業務とは考え難く、戸曹との関わりがわからない。しかし、郷からの文書が戸曹に宛てられることが多ければ、文書のこの位置に「●戸曹」と記す意味までは不明でも、少なくともこの文書の宛先として戸曹が想定されているからこそ記されたのだとまでは考えられよう。

その場合、先に集成した県廷内各担当部署宛の封緘簡牘が付されることも多かったと考えられるが、そうであれば、県廷内各担当部署宛の封緘簡牘数と、その担当部署に関連深い県内各諸官府発信文書数にある程度の相関関係が認められるのではないだろうか。また、相関関係がないとしたら、それはそれで原因として簡牘の出土状況・遷陵県廷内における文書処理方法な

などを検討する必要があるだろう。そこで、表三で集計した各担当部署宛封緘簡牘と、表五で集成したうちで遷陵県へ送付されてきた県内諸官府発信の文書の数を対比したのが表八である。

母集団がそれほど多いわけではないので、大体の傾向を示す程度にと

表八 封緘簡牘・文書数量対比表

封緘簡牘		公文書	
宛先県廷担当部署名	数量	発信県内諸官府名	数量
令(廷主令・廷令曹)	3	—	0
吏(廷主吏・廷吏曹)	20	—	0
戸(廷主戸・廷戸・廷戸曹)	20	郷	24
倉(廷主倉・廷倉曹)	5	倉・田・畜	14
金布(廷金布)	7	少内・庫・厩	12
獄(獄東曹・獄南曹)	4	—	0
司空(司空曹)	0	司空	9
尉(尉曹)	0	尉	8

どまるが、各担当部署宛封緘簡牘のうち、戸・倉・金布の数量と、それに関連深い郷(担当部署の戸に関連)、倉・田・

畜(倉に関連)、少内・庫・厩(金布に関連)発信文書の数量は、倉・金布宛封緘簡牘の数量が文書に比して少なめであるものの、おおまかな傾向としては相似しているといえる範囲内に思える。

一方で、封緘簡牘数と文書数とが完全に無関係であるとは解釈できないのが、県廷の吏担当宛封緘簡牘と、司空担当宛封緘簡牘、さらに尉担当宛封緘簡牘である。

まず、吏担当(廷主吏・廷吏曹)については、業務上、県内諸官府の中で特に密接な関連を持ち得るものがないにもかかわらず、県内諸官府からと思われる封緘簡牘の数量が多い。これについては、確かに特定の県内諸官府との関係は持ち得ないが、逆に、官吏の任免をはじめとする人事関連の業務であれば、全ての県内諸官府が関連したといえる。前掲の四種の「某曹計録」にも、官吏の員数をはじめとする人事関係の集計は含まれておらず、人事は別枠の扱いだだったと考えられる。とすれば、以下のような文書の宛先としては、廷吏曹・廷主吏となるのではないか。

廿六年八月庚戌朔壬戌廐守慶敢言之令曰

司空佐貳今為廐佐言視事日●今以戊申

視事敢言之

(始皇二六年八月一三日、廐守慶申し上げます。県廷の命令に「司空佐貳を廐佐に任ずる。職務についた日を申告せよ」とありました。今、七月二七日に職務につきました。以上申し上げます)

(J1⑧163 正,形状○三甲／機能○一甲)

このほか、正規の官吏ではないが、断片ながら貳春郷南里の里典任用にかかわる上行文書のJ1⑧661、または郵人任用にかかわる前掲J1⑧157なども、廷吏曹に送付されるのが順当に思える。そのため、特に関連する県内諸官府がなくとも、廷の吏担当へ送付される公文書は多く、それが封緘簡牘の多さにつながっていると考えられる。

吏曹と似たような理由が考えられるのが、獄東・獄南曹である。例えば、

啓陵津船人高里士五啓封当踐十二月更廿九日□

正月壬申啓陵郷守繞効

卅三年正月壬申朔朔日啓陵郷守繞敢言之上効一牒□(正)

正月庚辰旦隸妾咎以来／履発□(背)

(啓陵津の船人で高里士五の啓封は、十二月の更をすべきなのに…正月壬申、啓陵郷守繞が効する。

始皇三三年正月一日、啓陵郷守繞、申し上げます。効一牒を…提出いたします…正月庚辰の旦、隸妾

咎が持ってきた。履が開封した…)

(J1⑧651,形状〇二／機能〇一甲)

といった効などが、業務担当にかかわらず獄曹に送られたと推測できるのではないか。他、令曹については推測の手立てもないが、令・丞にまず知らせたい内容の文書であれば、単に「廷」と記すよりは、「廷令曹」と記す、ということではなからうか。

次に尉担当であるが、尉発信文書が九例であるのに比べ、県の尉曹宛封検は例なしであり、県廷担当部署中の戸・倉・金布宛封緘簡牘数と、関連する県内諸官府発信文書数に一定の関係があるようにみえるのに比べると異なった傾向を示しているといえる。本稿では、里耶秦簡中の「尉曹」を県廷の担当部署と解してきた。それは、表七前掲の郵書刺様簡牘にみえる尉曹書が、「令印」または「遷陵印」で封されており、それは県廷内にあるとしか考えられない戸曹・獄東曹・獄南曹の書が、やはり「令印」・「遷陵印」・「丞印」で封されているのと共通するためである。

尉曹書三封令印 廿八年九月庚子水下二刻走禄以来

其一詣銷

一丹陽

一□陵

(J1⑧453,形状〇三甲／機能一二)

尉曹書二封遷陵印一封詣洞庭泰守府一封詣洞庭尉府

九月辛丑水下二刻走□以来

(J1⑧1225,形状〇二甲／機能一二)

これらの尉曹書は、県廷の尉曹が令等の名義で発信したものの他、県尉から転送・連絡の依頼を受けたものも含まれたであろう。

□朔甲午尉守備敢言之遷陵丞昌曰屯戌士五桑唐趙帰

□日巳以迺十一月戊寅遣之署遷陵日趙不到具為報●問審以卅

□……署不智趙不到故謁告遷陵以從事敢言之／六月甲午

臨沮丞禿敢告遷陵丞主令史可以律令從事敢告主／胥手

九月庚戌朔丁卯遷陵丞昌告尉主以律令從事／氣手／九月戊辰旦守府快行

(J1⑧140 正,形状〇三甲／機能〇一丙)

これは、臨沮県尉守が臨沮県廷に遷陵への連絡を依頼(三行目「遷陵に告げ以て從事せしめんことを謁む」)し、臨沮県丞が遷陵に転送したものと考えられる。また、一部が公開された第九層出土簡牘にも例証がある。

遷陵廷尉

曹卅一年

期会以

事笥

(J1⑨2318,形状一—/機能三一)

これには明確に「遷陵廷尉曹」の語がみえ、遷陵県廷の尉曹の書類を入れた笥に付された楯の類であろう。従って、県廷に「尉曹」と称される担当部署があったこととなるが、となると尉曹指定の封緘簡牘が第八層には存在しないことは注意すべきであろう。

あるいは、尉については県令・丞とは別に官衙を構えていたと思われる点などから⁽³⁸⁾、官吏としての立場が令に近いともいえるため、「尉曹」などに宛てるのではなく、「廷」とのみ記した封緘簡牘を用いることで、令からの独立性や令との対等に近い立場などを示す形式をとっていた、と牽強付会できるのかも知れない。しかし、尉担当と同様の傾向を示す司空担当についてはこうした無理な解釈が成立する余地がない。司空曹についても、前掲 J1⑧269 にみられるように、令史が任用されている以上、県廷に存在したと考える他ない。

とすれば、司空曹などに宛てた封緘簡牘が存在しない理由として推測できるのは、

- ①諸官府としての尉・司空は県廷併設またはごく近くのため封緘簡牘を必要としない
- ②県廷司空担当部署宛の文書は司空や尉以外の担当部署に送付されることとなっていた
- ③第八層には県廷の尉・司空担当宛封緘簡牘が含まれておらず、他の層に存在する

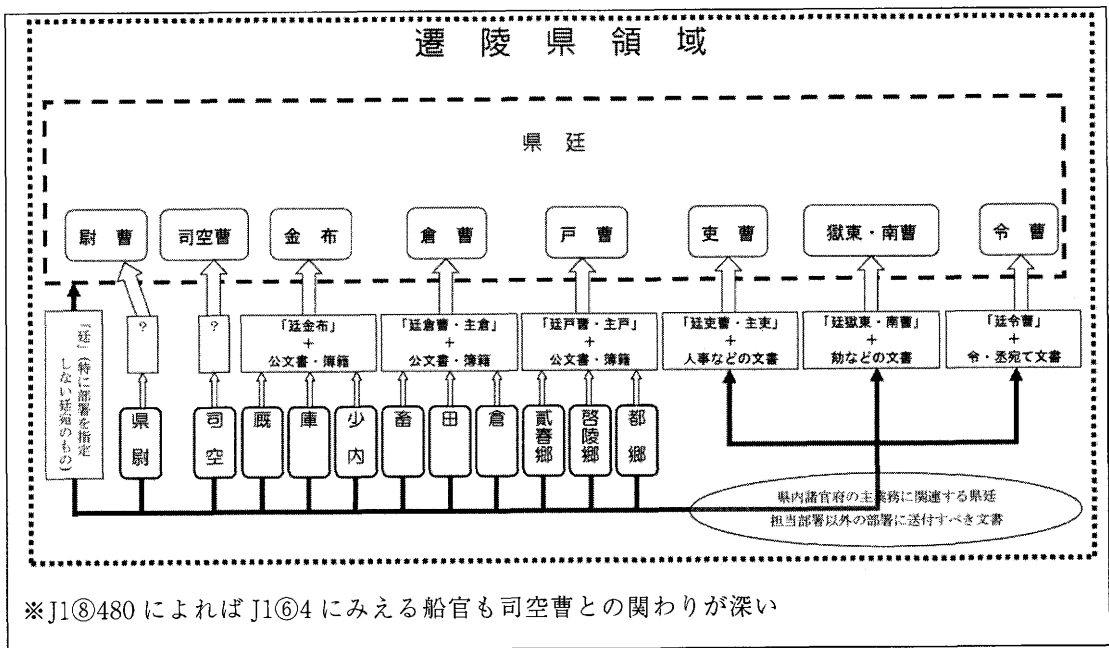
などとなろうか。まず①についてだが、前掲 J1⑧1524 のように、司空からの文書が発信日のうちに県廷に届けられている事例は存在するが、そこには開封者が記されているため、封緘簡牘を必要としなかったとは到底考え難い。②については、確かに表八にみえるように、諸官府の少内が県廷の金布と関係が強いと思われる、というような事例があるのだが、とって、諸官府と県廷とで同じ名称を共有していながら、全ての文書を別の名称の担当部署へ送付する、というも解せない。とすれば、可能性として残るのは③となろう。一号井への廃棄にあたり、県廷における簡牘の保存状況などが廃棄にも影響を与え、他の層位に尉・司空担当の封緘簡牘が集中したといった理由が考えられようが、いずれにせよ、県廷の尉担当・司空担当部署宛文書については、宛先記載封緘簡牘が他の部署と比べると異なる傾向を示す点に留意して、残る里耶秦簡の公表を待って再検討する必要がある。

(六)遷陵県における上行文書の移動の概略

以上の検討結果を踏まえて、遷陵県内における上行文書の移動の概略を図示してみたのが、図一である。本稿では遷陵県廷内での文書の動きや処理の詳細については論及できなかった。従って、図一にはその点についての記載がないことをご承知置きいただきたい。

県尉や都郷をはじめとする三郷、少内・倉などといった七官(J1⑥4にみえる船官を含めれば八、さらに増える可能性もあろう)など、遷陵県廷指揮下の県内諸官府は、上級機関である県廷への報告等に際して、通常はそれぞれの業務に最も関連する県廷の担当部署に宛てて、各種の計をはじめとする業務関連書類を送付していたと考えられる。倉であれば、県廷の「倉曹」または「主倉」に宛てることとなる(図では白矢印で示した)。一方、県内諸官府でも人事をはじめ主業務そのものではない事柄については、県廷における諸官府と業務上関係が深い担当部署とは別に、「主吏」や「獄東曹」などへ各種書類を送付する場合も珍しくない(図では黒矢印で示した)。これらの書類は機能からいえば簿籍もあれば公文書もあるが、上級機関である県廷に提出することを前提として作成され、宛先記載封緘簡牘を付された段階ですべて広義の「文書」となる。

図一 第八層出土簡からみる遷陵県内における文書の移動の概略(上行文書中心)



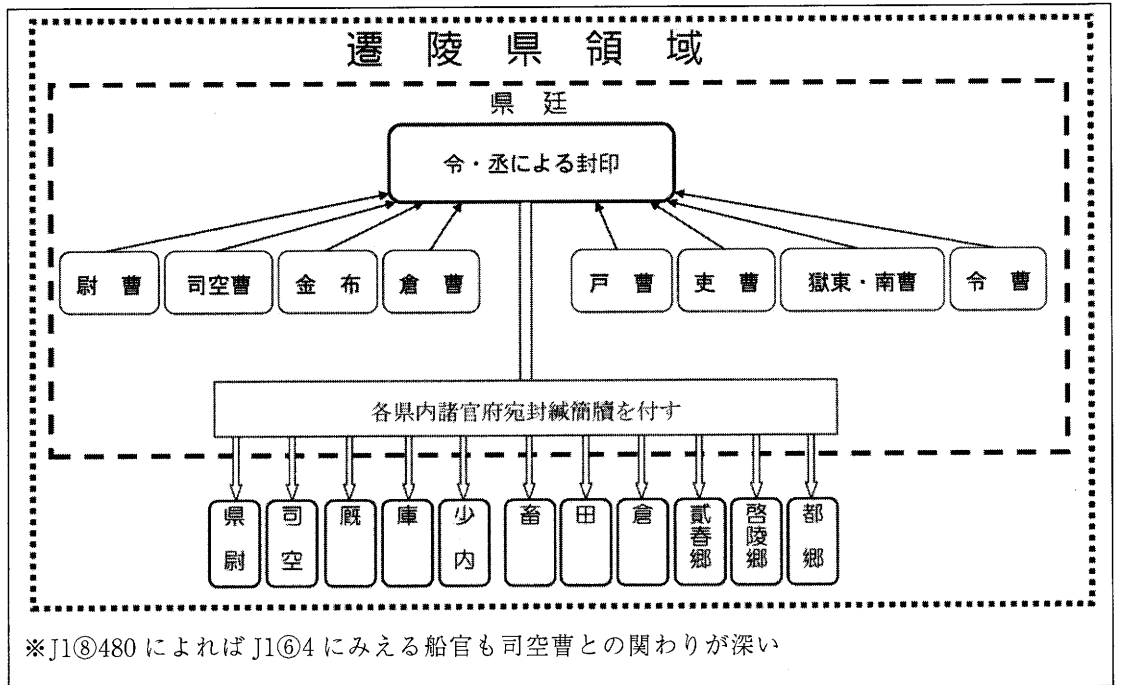
従って、県内諸官府の側からみれば、県廷との文書のやりとりは、

- 一 当該諸官府主業務との関わりが深い担当部署とのやりとり
- 二 当該諸官府主業務とは関わりがない担当部署とのやりとり

が主となり、二については、人事・告発など、どのような諸官府であろうとも、そうした案件が発生すると関わらざるを得ない吏曹や獄東・南曹とのやりとりとなる。これを県廷担当部署からみれば、特定の案件については全ての県内諸官府からの文書を受信する部署と、ある程度担当する県内諸官府が決まっている部署が存在する、ということになる。

それでは、図一に図示されていない下行文書はどうであろうか。これについては、里耶秦簡に残された控の記載をみる限り、県令・丞によって県内諸官府に宛てて発信されていたとするよりなく、敢えて図示するのであれば担当部署は関係なく県廷から各県内諸官府へという矢印が伸びることとなろう。しかし、県外宛とはいえ、表七にみえるように、「某曹書」が令・丞の印を以て封されている点を踏まえれば、実際には県廷内各担当部署が下行文書の原案を作成し、令・丞の名義で発信されていたと考えられる⁽³⁹⁾。従って、県廷内において、各部署から県令・丞へ集約された後に、県廷から県内諸官府に宛てて発信、という経過をたどることとなろう。となれば、例えば倉宛の下行文書などは、県廷内では倉曹により起案された可能性がある、ということがいえるだろう。図二として示したが、各担当部署から起案された原案が令・丞に集約され(黒矢印)、その後県廷から県内諸官府に宛てて発信(白矢印)ということとなる。

図二 第八層出土簡からみる遷陵県内における文書の移動の概略(下行文書中心)



以上、図一・二により、大体上のような指摘ができると考えられるが、司空・尉については、第八層に加え第五・六層でも明確な事例がないという宛先記載封緘簡牘の問題があり、図一の内部ではその部分が「？」となってしまった。

また図一では、県内諸官府側からみれば、主業務関連の県廷担当部署が一つに限定される図となっている。ただし、前掲の J1⑧488「戸曹計録」の中に「田堤封計」がみられる。これを

諸官府の田の業務と考えれば、田から倉曹に加えて戸曹にも白矢印が伸びなければなるまい⁽⁴⁰⁾。このように、本図は今後の個別具体的な研究の進展に伴い増補改訂を多く要することは確かである。

おわりに

本稿では、遷陵県内部の行政機構のあり方に即した簡牘史料の集成を行ない得る基礎の構築を目的とした検討を行ってきた。では本稿の検討結果をまとめた図一で示した文書の移動の概略が、今後の研究の進展を踏まえても大筋で正しいと認められる場合、どのような集成と研究の方向が考えられるのかを述べて本稿を終えたい。

里耶秦簡の公文書(広義の文書で、簿籍等も含む)の大半が県廷に集積された文書群である以上、その集成にあたっては、県廷内担当部署が集成の基準の一つとなるであろうことは、大方の認める所であろう。その際に、どのような文書がどのような部署と関連するのかが不明瞭なままでは、基準を立てにくい。特に、複数の県内諸官府からの上行文書をどのように集成するかが問題となる。参考とすべき従来の事例は、甲渠候官のように業務ごとに分化した担当部署が元来必要ない組織の事例であったため、文書のみを対象とした検討では、上行文書が全て県廷に宛てられるという(巨視的には正しいのだが)単純な図式を描いてしまうことにもなりかねない。

そこで、本稿ではまず封緘簡牘を集成することにより、県廷指揮下の県内諸官府からどのような宛先記載によって県廷へ文書が送付されてくるかを確認することで、単に県廷に宛てる記載ばかりではなく、直接的に県廷担当部署へ宛てる記載が多くあることを確認した。その上で、県内諸官府と県廷各担当部署とで関連性が深いと思料される組み合わせについて検討することで、個々の文書についてどの担当部署との関わりが深いと仮定して集成し得るかを確認した。

その結果として、里耶秦簡第八層出土簡牘では、表九のような集成が可能になると思われる。無論、この表九はあくまで現時点での集成の方向性を示すものであり、今後の研究の進展に伴い、より詳細で当時の実情に近い集成へと訂正を続ける必要があるが、ひとまずこのように集成できるであろう。

このような基準が立てば、例えば県廷の担当部署の活動を検討するにあたり、例えば倉曹だけに諸官府の倉のみとのかかわりを考えてしまい、田官・畜官とのかかわりを等閑視して、関連簡牘を集成しないまま検討してしまう、といったことは避けられようし、県廷内担当部署と県内諸官府の関係をより有機的なものとして捉えつつ、議論していくことも可能となろう。

表九 集成の概略	
県廷担当部署	集成できる簡牘
廷戸曹・廷主戸	三つの郷とかかわる上下行文書・簿籍、戸曹・主戸宛封緘簡牘
廷倉曹・廷主倉	倉・田・畜官とかかわる上下行文書・簿籍、倉曹・主倉宛封緘簡牘
廷金布	少内・庫・厩官とかかわる上下行文書・簿籍、金布宛封緘簡牘
尉曹	県尉とかかわる上下行文書・簿籍
司空曹	司空官とかかわる上下行文書・簿籍
廷令曹・廷主令	全県的に令・丞に直結すべき内容と思われる県内上下行文書、令曹・主令宛封緘簡牘
廷吏曹・廷主吏	全県的に人事関連の県内上下行文書・簿籍、吏曹・主吏宛封緘簡牘
廷獄東・獄南曹	全県的に裁判関連の県内上下行文書・簿籍、獄東曹・獄南曹宛封緘簡牘

同時に、県廷外、例えば洞庭郡－遷陵県間の文書についても、遷陵県から洞庭郡への文書発信は表七にみられるように、実際には県廷の某曹が実施していたようであり、一方洞庭郡から遷陵県への文書も、本稿第二節のI-Bに集めた宛先記載封緘簡牘をみる限り、担当部署を指定する場合がある。例えば、官吏の人員不足について遷陵県から洞庭郡に報告したJ1⑧197では、その返信に際して「署主吏発」との要請を記している。

こうした点を考慮すると、特に指定がなくとも処理は担当部署に廻されたと推測される。そのため、表九は県廷外からの文書にも準用することができるとと思われる。

本稿は、ある程度の数量の簡牘を集成する必要上、簡牘の引用や表が多くなり、冗長となってしまった。それゆえに誤謬も増加したかと思われる。また、注目される新史料であるため、多くの研究が同時進行的に学術雑誌等に公表されていると思われるが、目撃し得なかった研究で重要なものもあるだろう。ご批正を請い、後日の修正を期したい。

注

- (1)湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理処「湖南龍山里耶戦国一秦代古城一号井発掘簡報」・李学勤「初読里耶秦簡」(以上『文物』二〇〇三年第一期)。時を措かずして饒宗頤「由明代“二酉山房”談秦人藏書処与里耶秦簡」・湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(以上『中国歴史文物』二〇〇三年第一期)が公開され、以後多数の研究に利用された。日本でも里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四年)や藤田勝久『中国古代国家と社会システム—長江流域出土資料の研究—』の第四～第七章(汲古書院、二〇〇九年[初出二〇〇五・二〇〇六・二〇〇七・二〇〇八])、角谷常子「文書行政の厳格さについて」(平成二一

～二五年度科学研究費補助金(基盤研究(A))研究成果報告『東アジアの簡牘と社会—東アジア簡牘学の検討—』、二〇一二年)などがある。なお二〇〇五年に里耶古城の周辺の護城河(濠)から発見された五一点の簡牘も里耶秦簡として扱われる。

(2)発掘報告書は湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』(岳麓書社、二〇〇六年)。簡牘の写真・釈文は湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡(卷)』(文物出版社、二〇一二年)。本稿で利用した里耶秦簡の写真・釈文は本書に基本的に依拠し、里耶秦簡の綴合ならびに釈文訂正、語釈について、陳偉主編『里耶秦簡校釈(第一卷)』(武漢大学出版社、二〇一二年)を適宜参考にした。

(3)永田英正「居延漢簡の集成 一」「居延漢簡の集成 二」(『居延漢簡の研究』第I部第一・二章、同朋舎、一九八九年[初出一九七四・七九年])。

(4)永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論」「再び漢代辺郡の候官について」(前掲注(3)永田著書第II部第六章・第七章[初出一九七三・八七])

(5)拙稿「中国古代簡牘分類試論」(『木簡研究』三四、二〇一二年)。

(6)本稿では、青木俊介「里耶秦簡に見える県の部局組織について」(『中国出土資料研究』九、二〇〇五年)、同「秦から漢初における都官と県官—睡虎地秦簡『法律答問』九五簡の解釈を通じて—」(『中国出土資料研究』一五、二〇一一年)の指摘を参考として、県廷を「県の機構のうち、県令・丞と令史らが所在する本部」とする。

(7)J1⑧1767には、封緘に用いたと思われる紐跡が四本、簡の表面にみられる。同じような使用法が考えられる事例として、一九三〇年代出土居延漢簡の

蓬火治所 貯寇燧繩十丈札五十檄二

以亭次傳行毋留

(273.1.A10,形状二五／機能四二)

が挙げられる。

(8)湖南省文物考古研究所(張春龍執筆)「里耶一号井的封檢和束」(『湖南考古輯刊』八、二〇〇九年)。

(9)藤田勝久「里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達」(『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』三四、二〇一三年)。

(10)初山明「山は隔て、川は結ぶ—『里耶発掘報告』を読む」(『東方』三一五、二〇〇七年)。なお里耶秦簡から明らかになったこれらの事実から、居延漢簡にみられる宛先が記され明らかに文書等の通伝に用いられたと考えられる簡牘のうち、封泥匣を有さない一群の簡も、里耶秦簡と同じように封泥匣が別に装着された可能性を考慮せねばならない。少なからぬ無文字封泥匣が居延漢簡とともに発掘されていることは周知の事実である。Bo.Sommarström1958. *Archaeological Researches in the Edsen-gol Region inner mongolia*, Part I・II, Stockholm: Statens Etnografiska Museum 参照。

- (11)前掲注(2)テキスト「前言」では、券書(校券)類に長さ三七〇mm、簿籍類に長さ四六〇mmのものがあることが示されている。
- (12)簡牘の再利用については、拙稿「簡牘の再利用—居延漢簡を中心に—」(初山明・佐藤信『文献と遺物の境界—中国出土簡牘史料の生態的研究』六一書房、二〇一一年)において居延漢簡の事例を中心として考察した。
- (13)「異処簡」はエチナ漢簡講読会「エチナ漢簡選釈」(『中国出土資料研究』一〇、二〇〇六年)参照。
- (14)利足については、J1⑧90 に対する前掲注(2)陳偉書の語釈では、郵人中でも最も俊足の者を指すのでは、と推測している。
- (15)開封者指定については、初山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(同氏『中国古代訴訟制度の研究』付章一、京都大学学術出版会、二〇〇六年[初出二〇〇三])、拙稿「『発く』と『発る』—簡牘の文書送付に関わる語句の理解と関連して—」(『古代文化』六〇—四、二〇〇九年)を参照。里耶秦簡にみえる「某々発」を開封者指定文言、「署某々発」を返答の際に開封者指定をするよう依頼する文言とみなさない論考もある。藤田勝久「里耶秦簡の文書形態と情報処理」(同氏『中国古代国家と社会システム—長江流域出土資料の研究』汲古書院、二〇〇九年[初出二〇〇六])は、発信者側の担当部署の責任を示す表現と解釈する。富谷至「行政文書の書式・常套句」(同氏『文書行政の漢帝国—木簡・竹簡の時代』第Ⅱ編第三章、名古屋大学出版会、二〇一〇年)は、慣用表現に過ぎないとする。
- (16)本稿の張家山漢簡「二年律令」の解釈は、富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』(朋友書店、二〇〇六年)、専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注(六)—田律・□市律・行書律—」(『専修史学』四〇、二〇〇六年)を参照した。
- (17)統一時の用語等の変更を記した里耶秦簡 J1⑧461 では命を制と変更しており、『史記』秦始皇本紀にも「命を制と為す」とあるため、「命書」と「制書」は同じものと考えべきである。
- (18)『史記』馮唐列伝注如淳引漢軍法と里耶秦簡の関連は、前掲注(15)拙稿でも触れた。
- (19)鷹取祐司「秦漢時代の文書伝送方式—以郵行・以県次行・以亭行—」(『立命館文学』六一九、二〇一〇年)。
- (20)前掲注(15)富谷論考では、居延漢簡の封緘簡牘類を中心に検討し、「吏馬馳行」「以急為故」などの語句は「しかるべく配送せよ」といった意味の慣用語であると結論付けているが、里耶秦簡段階では「以郵利足行某々急」「故令人行某々急」等の表現を、単なる慣用句とするには疑問がある。居延漢簡の類似した語句も、そもそも慣用句なのか、慣用語だとしたら里耶秦簡段階からの変化の過程を再検討する必要が生じる。
- (21)里耶秦簡にみえる県の部局組織に関する研究として、王彦輝「《里耶秦簡》(壹)所見秦代県郷機構設置

問題叢測) (『古代文明』二〇一二年第四期)があり、「某曹」などにも言及するが、金布を少内の一部局と捉え、少内を某曹と解したり、里耶秦簡中の田官・畜官を県に属さず都官に属すとしたりするなど、本稿での理解と大きく異なる点が多い。

(22)仲山茂「秦漢時代の官と曹—県の部局組織」(『東洋学報』八二—四、二〇〇一年)。なお、仲山・青木両氏が指摘する、官と曹の県廷からの独立性の違いについては、人事権などをはじめとして官に対する県廷の絶対的優位を主張する土口史記「戦国・秦代の県—県廷と『官』の関係をめぐる—考察—」(『史林』九五—一、二〇一二年)のような意見もある。私見では、官と曹はそもそも役割が異なるのであり、軍事・経営にかんする組織論の概説などで極めてポピュラーな、ライン(この場合は「官」)アンドスタッフ(この場合は「曹」)組織の一種とみなして考察できるだろう。各曹の担当者は、それぞれの曹の担当分野において長官・次官の参謀・補佐官(スタッフ)であり、各分野の実施部門である各官(ライン)からの報告や各官への命令に際して長官らの理解や決裁を助ける機能を持つが、指示や命令を独自に出す権限はない。各官は担当している行政実務実施上、必要な範囲内で指揮下の官吏などに指示や命令を下せる権限がある。こうした両者の役割の違いを踏まえたうえで、個別の事例に基づいて、曹と官の関係や機能、その変化などを議論する必要があるだろう。

(23)紙屋正和「両漢時代における郡府・県廷の属吏組織と郡・県関係」(同氏『漢時代における郡県制の展開』第四篇第十一章、朋友書店、二〇〇九年[初出一九九〇])。

(24)書信については鶴飼昌男「漢簡に見られる書信様式簡の検討」(大庭脩編『漢簡研究国際シンポジウム'92 報告書 漢簡研究の現状と展望』関西大学東西学術研究所、一九九三年)、馬怡「読東牌楼漢簡《侈与督郵書》—漢代書信格式与形制的研究」(卜憲群・楊振紅主編『簡帛研究二〇〇五』広西師範大学出版社、二〇〇八年)参照。

(25)大庭脩「『檢』の再検討」(同氏『漢簡研究』第二篇第五章、同朋舎出版、一九九二年[初出一九九一])。

(26)大庭脩「居延出土の詔書冊」(同氏『秦漢法制史の研究』第三篇第二章、創文社、一九八二年[初出一九六一])。

(27)ただし、佐や史が必ずしも常勤の官吏ばかりではなく、非常勤で踐更するような者もいて、それには一種の労役的性格があることについては、廣瀬薫雄「張家山漢簡『史律』研究」(同氏『秦漢法律研究』第三部第七章、汲古書院、二〇一〇年[初出二〇〇五])が指摘するところである。秦代の踐更の吏に対しては、当番の時のみ給与が支払われたとする宮宅潔「漢代官僚組織の最下層—『官』と『民』のはざま—」(『東方学報 京都』八七、二〇一二年)の説もあり、民との境界線が曖昧である点については注意が必要となる。

(28)拙稿「漢代の材官・騎士の身分と官吏任用資格」(拙著『漢代の地方官吏と地域社会』第一部第二章、

汲古書院、二〇〇八年[初出二〇〇四])。

(29)拙稿「秦・漢初の郷—湖南里耶秦簡から—」(前掲注(26)拙著第三部第二章、二〇〇八年)。

(30)畑野吉則「里耶秦簡の郵書記録と文書伝達」(『資料学の方法を探る』一二、二〇一三年)。

(31)ただし、上級官府に対しては、前掲 J1⑧1511 のように、令史が出向くこともあった。これは県廷に対する諸官の対応と軌を一にするものといえよう。

(32)牢人は前掲注(1)陳偉編著において、牢獄内で役務に従事する人員の可能性が指摘されている。表七にみえるように、走佗と牢人佗とがおり、同一人物の可能性はあるが、先にも触れたとおり走は隸臣などが従事する役務である。また、断簡ながら J1⑧1855 には「□□付牢人大隸臣□」と、牢人が隸臣であることをうかがわせる記載があり、前掲注(30)畑野論考では牢人を睡虎地秦簡「封診式」に数例みられる「牢隸臣」と同一とする。ただし、J1⑧1401「卅四年七月甲子朔甲戌牢人更戌士五城」と、更戌の兵士が牢人となったと思われる記載もあり、隸臣や更戌が担当する役務名で、牢人の役務を隸臣が担当した場合、「牢隸臣」とも称されたのではないか。

(33)なお、前掲注(30)畑野論考では、これらの郵書刺様簡牘を、県城遺跡内出土であることから「県城内」で作成されたとしている。畑野氏の示される「県城内」が、物理的な場所を指しているのか、県廷機構を指すのか判然としないが、一応、両方ともに含義するものと理解しておく。簡牘の出土地点(部署)と作成地点(部署)が常に一致するわけではなく、県廷外で作成されたものが送付されてきた可能性もある。本稿では、県廷とは別の部署による作成で、報告のために県廷に送られたものと解した。

(34)このことは、注(20)で触れた前掲注(15)富谷論考への疑問にもつながる。すなわち、「吏馬馳行」とあるのに実際には宛先の甲渠侯官へ吏が馬で運んできていない、という点が富谷論考の論拠となっているが、例えば郵やそれに類する通伝機関の間を吏が馬で運び、その機関に侯官から来た戍卒などが侯官宛の公文書を受け取って持ち帰れば、「吏馬馳行」でありつつ侯官へ運んできたのは徒歩の戍卒である点に矛盾は生じまい。封緘簡牘に記された最終的な通伝担当者の通伝方法が、全通伝過程における唯一の通伝方法と断ずる論拠は現在のところ存在しない。

(35)前掲注(19)鷹取論考では、県次方式の通伝では厳格な運用がなされておらず、適宜の人員に担わせていたとの指摘がある。里耶秦簡の記録を作成した機関が郵であれば、隸妾の孫は、郵で運ぶべき文書を持ち込んだものの郵の人員が出払っていて、そのまま通伝に従事したという可能性が考えられ、郵も場合によっては適宜の人員による輸送がなされることがあったのかも知れない。あるいはこの文書は郵を利用せず孫が啓陵郷まで運ぶべきものだが、郵書記録作成のために立ち寄った、ということもあり得よう。事例が増えてから再検討したい。

(36)里耶秦簡の私信では、前掲注(2)陳偉書が指摘するように、文書本文(J1⑧659+2088)と宛先記載封緘簡牘

(J1⑧1817)とが組み合わせられる事例も存在するが、これは封緘簡牘に個人名の記載があるなど、私信の特徴によるものである。

(37)なお、各「某計録」中、同一名の項目がある。例えば、司空・倉・戸の各計録では「器計」が、司空と倉の各計録で「徒計」が重複する。この重複は、一見、同一の県内諸官府が複数の県廷諸曹と関係を持っていたようにみえるが、実際はそうではないのではないか。例えば、「器」でも各県内諸官府がそれぞれ有する「器」を管轄の曹へ集計・報告したと考えれば重複はむしろ当然であろう。また、「徒」については、鷹取祐司「里耶秦簡に見える秦人の存在形態」(『資料学の方法を探る』一二、二〇一三年)が指摘する通り、「受司空城旦四人丈城旦一人春五人受倉隸臣一人」(J1⑧973 正の一部、形状/機能一四複合簿籍)、「受司空城旦九人鬼薪一人春三人受倉隸臣」(J1⑧1434 正の一部、形状/機能一四複合簿籍)などの記述を見る限り、司空が刑徒中の城旦春・鬼薪白粲、倉が隸臣妾をそれぞれ管理しているようにも見受けられ、倉・司空それぞれに徒という項目が重複するのは当然と言える。

(38)漢代の事例であるが、県尉が県廷とは別個に官銜を有していた点については、嚴耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』(中央研究院歴史語言研究所專刊之四十五A、一九六一年)の第五章「県廷組織」に指摘がある。

(39)居延漢簡では、注(3)前掲永田論考において「VIその他 イ 文書発信の記録」と分類される簡牘を分析した先行研究で、書記官が作成した書類は長官らに提出された上で封印されたとの指摘がなされている。仲山茂「漢代における長吏と属吏のあいだ一文書制度の観点から一」(『日本秦漢史学会会報』三、二〇〇二年)、米田健志「漢代印章考」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)など参照。こうした点からすれば、里耶秦簡でも同様の処理がなされていたとみてよいであろう。そしてそれは、居延の甲渠候官とは異なり複数部署を有する遷陵県廷では、それぞれの担当部署の書記官が各部署にかかわる書類を作成・提出し、令・丞が封印する形式であったと考えられる。J1⑧1511のように、書類提出先に書記官を差し向け、不明点はその者に聞いて欲しい旨を付言した公文書は、書類自体は担当部署の書記官が作成しており、令・丞としては提出された書類内容を一通り確認して封印していた(従って令・丞は書類などの内容の詳細についてはわからないこともある)、ということを示唆しよう。

(40)例えば張家山漢簡「二年律令」では、田に関する簿籍類についての規定は、戸律に分類される律において規定されている。内容によっては田齋夫が関与する(322簡)場合もある。このように、各官の業務内容について、里耶秦簡に加え、睡虎地秦簡秦律などをはじめ、すでに研究が進められている関連史料から復元する作業が必要になる。例えば畜官にかかわる研究としては、松崎つね子「『睡虎地秦簡』に見る秦の馬牛管理―『龍崗秦簡』・馬王堆一号漢墓『副葬品目録』もあわせて―」(『明治大学人文科学研究所紀要』四七、二〇〇〇年)がある。

※本稿使用の出土史料テキストは以下の通り(里耶秦簡は注(2)参照)

一九三〇年代出土居延漢簡：勞榦『居延漢簡函版之部』中央研究院歷史語言研究所專刊之二十一、一九五

七年 謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡积文合校』文物出版社、一九八七年

睡虎地秦簡：睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇年

張家山漢簡：張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡[二四七号墓]』文物出版社、二〇〇一年

天長漢簡：天長市文物管理处・天長市博物館「安徽天長西漢墓發掘簡報」『文物』二〇〇六年第一期

[付記] 本稿は平成二三年度三菱財団人文科学研究助成「周縁領域からみた秦漢帝国の総合的研究」(代表・高村武幸)による成果の一部である。また、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」(代表・陶安あんど)の成果も含まれる。

一覽表 一							
釈文	番号	形状	長さ	幅	発信	受信	備考
廷戸発	J1⑧1	11 残	186×	29		廷戸	
<input type="checkbox"/> 倉曹発	J1⑧3	11 残	237	11		倉曹	
都郷	J1⑧6	残	92×	16		都郷	
遷陵以郵行・洞庭	J1⑧12	11	155	18	洞庭	遷陵	
<input type="checkbox"/> 廷	J1⑧17	02	135	20		廷	
廷	J1⑧30	11	160	12		廷	
遷陵以郵行洞庭	J1⑧32	02	230	17	洞庭	遷陵	
少内	J1⑧33	11	169	15		少内	
廷主吏発	J1⑧52	11	147	15		廷主吏	
伝	J1⑧54	11	136	16		伝	
酉陽 ●洞庭	J1⑧65A	11	137	26	洞庭	酉陽	
廷 ■戸発	J1⑧65B	11	137	26		廷戸	
<input type="checkbox"/> 洞庭	J1⑧89	残	77×	16	洞庭		
<input type="checkbox"/> 遷陵以郵利足行洞庭急	J1⑧90	残	なし	16	洞庭	遷陵	
<input type="checkbox"/> 陵●洞庭 <input type="checkbox"/>	J1⑧97	残	62×	18	洞庭	遷陵	
廷吏曹当上尉府	J1⑧98	残	147×	26		廷吏曹	
遷陵洞 <input type="checkbox"/>	J1⑧99	残	85×	23	洞庭	遷陵	
彭陽 内史	J1⑧105	01	202	18	内史	彭陽	
遷陵以郵行洞庭 <input type="checkbox"/>	J1⑧115+338	残	61+66×	16	洞庭	遷陵	
<input type="checkbox"/> 庭	J1⑧116	残	68×	16			
<input type="checkbox"/> 利足行 <input type="checkbox"/>	J1⑧117	残	50×	16			
遷陵以郵 <input type="checkbox"/> 行洞庭	J1⑧134	残	68×	37	洞庭	遷陵	
<input type="checkbox"/> 郷	J1⑧147	11	99	19		郷	
廷主 戸発	J1⑧156	02	252	27		廷主戸	
遷陵洞 <input type="checkbox"/>	J1⑧181A	残	88×	24	洞庭	遷陵	文書再利用
遷陵故令人 行洞庭急	J1⑧182	11	165	26	洞庭	遷陵	
遷陵洞 <input type="checkbox"/>	J1⑧185	残	78×	19			
<input type="checkbox"/> 沅陵獄史治所	J1⑧186	11 残	118×	18		沅陵獄史治所	
<input type="checkbox"/> 陵洞庭	J1⑧187	11 残	119×	27	洞庭	遷陵	
遷陵洞庭	J1⑧188	11	145	20	洞庭	遷陵	
遷陵洞庭	J1⑧189	11	230	14	洞庭	遷陵	
遷陵 <input type="checkbox"/>	J1⑧202A	残	98×	13		遷陵	裏面習字
遷陵洞庭 <input type="checkbox"/>	J1⑧203A	残	101×	23	洞庭	遷陵	文書再利用
武関 内史	J1⑧206A	11	145	19	内史	武関	
進書季季口足 自発	J1⑧206B	11	145	19		私信	再利用
遷陵洞庭	J1⑧230	11	159	11	洞庭	遷陵	
少内	J1⑧240	11	138	18		少内	
廷吏曹 <input type="checkbox"/>	J1⑧241	残	116×	13		廷吏曹	
遷陵故令人 <input type="checkbox"/> 行洞庭 <input type="checkbox"/>	J1⑧249+2065	残	65+10×	23	洞庭	遷陵	
啓陵郷	J1⑧250	11	157	19		啓陵郷	

覆獄沅陵獄佐 已治所遷陵伝洞庭	J1②255	11	130	22	洞庭	沅陵獄佐	
廷戸曹発	J1②263	11 残	114×	17		廷戸曹	
遷陵発丞 前洞庭	J1②264	11 残	100×	20	洞庭	遷陵丞	
覆獄沅陵獄佐已治 在所洞庭	J1②265	11	147	18	洞庭	沅陵獄佐	
廷主戸	J1②266	残	137×	14		廷主戸	
私進遷陵主吏 季自発	J1②272	11	146	17		私信	
少内	J1②279	11	144	16		少内	
尉 少内 上	J1②281	01	230	13	少内	尉	
廷戸発	J1②283	11	134	14		廷戸	羽子板型
遷陵以郵行□□ □	J1②289	残	79	20×		遷陵	
遷陵主簿発洞庭	J1②303	11	132	19	洞庭	遷陵主簿	
遷陵金布発洞□	J1②304	残	102×	19	洞庭	遷陵金布	
遷陵洞庭	J1②305	残	145×	21	洞庭	遷陵	
田□	J1②308	残	86×	18		田	
遷陵以郵 □□洞庭	J1②311	11	141	23	洞庭	遷陵	
□少内	J1②312	11 残	122×	11		少内	
遷陵□	J1②319	残	62×	22		遷陵	
遷陵以郵 行●洞庭	J1②320+388	残	61+39×	25	洞庭	遷陵	
遷陵以 ■洞庭	J1②321	残	54×	24	洞庭	遷陵	
廷金□	J1②332	残	53×	13		廷金布	
遷陵洞庭□	J1②333	残	102×	12	洞庭	遷陵	
倉 □	J1②335	残	114×	15		倉曹	
□尉	J1②346	残	129×	11		尉	
廷主吏発	J1②347	11	128	12		廷主吏	
遷陵 洞庭□	J1②360	残	52×	22	洞庭	遷陵	
遷陵以郵行 洞庭 □	J1②362+390	残	41+44×	22	洞庭	遷陵	
□陵●洞庭□	J1②364	残	42×	21	洞庭	遷陵	
□伝舎発	J1②365	11 残	70×	17		伝舎	
■廷□	J1②370	残	44×	33		廷□	
□遷陵郵行洞庭	J1②371+622	残	103×	10	洞庭		
遷陵洞庭	J1②372+1337	11	67+97×	13	洞庭	遷陵	
遷陵□	J1②377	残	71×	14		遷陵	
遷陵以郵行洞庭□	J1②413	残	140×	16	洞庭	遷陵	
遷陵□	J1②417	残	73×	13		遷陵	
遷陵以郵行 洞庭	J1②432	11	146	20	洞庭	遷陵	
遷陵 洞庭□	J1②443	残	102×	15	洞庭	遷陵	
□洞庭	J1②449	11 残	103×	15	洞庭		
廷	J1②451	残	115×	12		廷	
孱陵	J1②467	11	109	12		孱陵	

遷陵●洞庭郡	J1⑧469	11	136	16	洞庭	遷陵	
覆獄沅陵獄佐已治在所洞庭☐	J1⑧492	残	219×	20	洞庭	沅陵獄佐	
遷陵以郵行●洞庭	J1⑧504+563	11	58+86×	18	洞庭	遷陵	
廷金布笥	J1⑧506	11	159	18		廷金布	
遷陵洞庭	J1⑧507	11	230	15	洞庭	遷陵	
庫	J1⑧509	11	154	21		庫	
遷陵洞庭	J1⑧513	11	164	19	洞庭	遷陵	
遷陵洞庭	J1⑧515	11	160	20	洞庭	遷陵	
倉	J1⑧516	残	139×	19		倉	
遷陵洞庭	J1⑧524	11	171	19	洞庭	遷陵	
☐廷主吏 笥勿留	J1⑧526A	11 残	142×	13		廷主吏	文書再利用
少内	J1⑧527A	残	137×	13		少内	再利用
遷陵以郵利足行洞庭☐	J1⑧527B	残	137×	13	洞庭	遷陵	
廷金布☐	J1⑧545	残	125×	31		廷金布	
遷陵 洞庭	J1⑧553	11	262	21	洞庭	遷陵	
廷吏曹☐	J1⑧554	残	95×	18		廷吏曹	
遷陵以郵行洞庭	J1⑧555	11	147	21	洞庭	遷陵	
遷陵 洞庭	J1⑧556	残	150×	13	洞庭	遷陵	
貳春鄉☐	J1⑧578	残	114×	12		貳春鄉	
遷陵主倉笥	J1⑧579	11	145	14		遷陵主倉	
遷陵 ■行 ☐	J1⑧589	残	41×	40		遷陵	
遷陵☐	J1⑧592	残	43×	25		遷陵	
主令笥	J1⑧601	11 残	139×	14		主令	
☐☐故令人行	J1⑧631	11 残	77×	10			
臨沅主司空笥洞庭	J1⑧695A	11	147	21	洞庭	臨沅主司空	
遷陵●洞庭	J1⑧695B	11	147	21	洞庭	遷陵	再利用
廷吏曹☐	J1⑧699A	残	134×	19		廷吏曹	再利用
尉☐	J1⑧699B	残	134×	19		尉	
尉	J1⑧709A	11	142	12		尉	
廷主吏笥	J1⑧709B	11	142	12		廷主吏	再利用
☐☐陵☐☐	J1⑧719A	残	55×	18			
☐☐☐☐行洞庭☐	J1⑧719B	残	55×	18	洞庭	遷陵	
南郡泰守	J1⑧772A	11	132	20	南	洞庭	
洞庭守府	J1⑧772B	11	132	20			
廷	J1⑧774	11	231	11		廷	
廷令曹笥	J1⑧778	02	254	25		廷令曹	
倉	J1⑧794	11	156	21		倉	
廷金布笥☐	J1⑧799	残	81×	24		廷金布	
廷	J1⑧812	残	104×	12		廷	
尉	J1⑧813	11	165	13		尉	
☐庭	J1⑧825	11	89×	13	洞庭		
遷陵洞庭	J1⑧828	11	151	19	洞庭	遷陵	

廷吏曹	J1⑧829	11	166	14		廷吏曹	
廷	J1⑧832	11	171	13		廷	
廷	J1⑧840	11	276	19		廷	
都鄉	J1⑧842	11	145	15		都鄉	
遷陵洞	J1⑧848	11	160	13	洞庭	遷陵	
廷	J1⑧862	25	118	13		廷	
廷戸 発	J1⑧878	03	238	33		廷戸	
遷陵洞□	J1⑧897	残	103×	14	洞庭	遷陵	
充●洞□	J1⑧903	残	66×	13	洞庭	充	
廷	J1⑧905	11	137	14		廷	
守府	J1⑧908	11	104	8		守府	
枳	J1⑧910	11	97	12		枳	
遷陵主倉発洞庭	J1⑧922	11	144	14	洞庭	遷陵主倉	
廷	J1⑧928	11	97	12		廷	
閬中	J1⑧931	11	122	12		閬中	
廷金布発□	J1⑧935	残	124×	11		廷金布	
伝舎沅陵獄史治所□	J1⑧940	02 残	120	17		沅陵獄佐	
遷陵洞庭	J1⑧947	11	152	11	洞庭	遷陵	
□内	J1⑧948	11 残	138×	10		少内	
廷戸発	J1⑧952	02	249	26		廷戸	
少内	J1⑧953	11	157	10		少内	
第 第	J1⑧957	11	153	12			
伝□	J1⑧958	残	109×	12		伝	
廷金布発 獵□	J1⑧969	残	204×	8×		廷金布	下・右辺欠
倉	J1⑧971	11	153	14		倉	
遷陵●洞庭	J1⑧976	11	151	14	洞庭	遷陵	
守府戸曹発	J1⑧978	11 残	212×	17		守府戸曹	
尉□	J1⑧979	11 残	48×	14		尉	
遷陵洞□	J1⑧983	残	53×	12		遷陵	
廷	J1⑧990	11	227	10		廷	
獄東曹	J1⑧996	11	79	10		獄東曹	
□倉	J1⑧1012	残	170×	14		倉	
廷	J1⑧1026	11	226	11		廷	
庫 □	J1⑧1035	残	83×	14		庫	
庫	J1⑧1036	11	157	11		庫	
伝	J1⑧1038	11	136	12		伝	
遷陵以郵行□	J1⑧1056	残	106×	17		遷陵	
伝舎沅陵獄史治□	J1⑧1058	残	97×	16		沅陵獄史	
私進令史忘季自発	J1⑧1065	11	137	16		令史忘	
廷戸曹	J1⑧1072	残	193×	14		廷戸曹	
高密	J1⑧1079	11	111	12		高密	
廷	J1⑧1085	残	180×	10		廷	
廷	J1⑧1096	残	110×	14		廷	
廷	J1⑧1100	01	152	12		廷	
廷	J1⑧1106	11	221	16		廷	
廷主簿□	J1⑧1110	残	142×	12		廷主簿	

遷陵洞庭	J1⑧1116	11	144	18	洞庭	遷陵	
啓陵鄉口	J1⑧1121	殘	67×	19		啓陵鄉	
廷吏曹	J1⑧1126	25	154	13		廷吏曹	
遷陵洞庭	J1⑧1127+2397	殘	110+25×	15	洞庭	遷陵	
西陽金布發	J1⑧1130	11	139	14		西陽金布	
■廷主戶口	J1⑧1142	殘	96×	22		廷主戶	
貳春鄉 ■以郵行	J1⑧1147	11	150	19		貳春鄉	
遷陵洞庭郡	J1⑧1149	殘	119×	14	洞庭	遷陵	
廷口	J1⑧1158	殘	91×	15		廷	
南昌	J1⑧1164	殘	97×	7		南昌	
廷金布發	J1⑧1166	殘	140×	12		廷金布	
少內口	J1⑧1178	殘	43×	14		少內	
倉	J1⑧1181	殘	101×	14		倉	
廷金布口	J1⑧1183	殘	60×	11		廷金布	
遷陵	J1⑧1197	11	155	14		遷陵	
倉	J1⑧1202	殘	68×	12		倉	
尉	J1⑧1208	殘	92×	11		尉	
廷	J1⑧1227	02	227	27		廷	
廷主倉發	J1⑧1228	殘	204×	17		廷主倉	
私進獄史王柏	J1⑧1232	11	204	17		私信	
遷陵洞庭	J1⑧1244	11	153	13	洞庭	遷陵	
廷主 戶發	J1⑧1249	02	253	33		廷主戶	
遷陵洞庭	J1⑧1253	11	142	15	洞庭	遷陵	
廷	J1⑧1283	11	149	10		廷	
廷倉曹	J1⑧1288	11	141	16		廷倉曹	
廷戶發	J1⑧1292	11	136	16		廷戶	
廷主倉發	J1⑧1294	11	150	12		廷主倉	
西陽覆獄治所	J1⑧1295	11	145	15		西陽覆獄	
廷金布發	J1⑧1297	殘	112×	9		廷金布	
廷主吏發	J1⑧1305	11	133	13		廷主吏	
郵	J1⑧1309	殘	67×	7		郵	
廷金布發	J1⑧1313	11	138	13		廷金布	
倉	J1⑧1315	11	130	15		倉	
令佐卻發	J1⑧1317	11	158	15		令佐部	
廷以郵 行戶曹	J1⑧1318	殘	215×	29	戶曹	廷	
廷	J1⑧1326	殘	104×	13		廷	
遷陵	J1⑧1330	01	133	14		遷陵	
廷	J1⑧1331	11	132	11		廷	
廷	J1⑧1348	殘	83×	11		廷	
都鄉	J1⑧1359	11	153	17		都鄉	
倉	J1⑧1362	11	207	11		倉	
廷主倉發	J1⑧1366	11	133	11		主倉	
廷	J1⑧1367	殘	85×	11		廷	
廷	J1⑧1368	25	143	12		廷	

遷陵	J1⑩1371	残	163×	15		遷陵	
鐔成	J1⑩1373	11	63	10		鐔成	
遷陵 洞庭	J1⑩1382	残	126×	15	洞庭	遷陵	
廷	J1⑩1384	11	152	12		廷	
廷主戸発	J1⑩1395	01	155	7		廷主戸	
廷	J1⑩1402	残	87×	16		廷	
洞庭泰守府	J1⑩1404	残	105×	16		洞庭泰守府	
遷陵以郵行洞庭	J1⑩1464A	11	177	18	洞庭	遷陵	文書再利用
廷	J1⑩1479A	残	152×	16	都郷	廷	再利用
都郷	J1⑩1479B	残	152×	16			
廷	J1⑩1485A	残	195×	13		廷	文書再利用
廷戸曹	J1⑩1489A	11	133	20	尉	廷戸曹	再利用
尉	J1⑩1489B	11	133	20			
☐遷陵洞庭	J1⑩1497A	11 残	152×	16	洞庭	遷陵	
☐尉 中狗	J1⑩1497B	11 残	152×	16			
廷主倉	J1⑩1498A	残	155×	13		廷主倉	
倉	J1⑩1498B	残	155×	13		倉	
廷	J1⑩1503	11	143	11		廷	
遷陵洞☐	J1⑩1513	残	81×	14			
進書令史毛季從者	J1⑩1529A	11	132	11		私信	文書再利用
廷	J1⑩1543	25	279	12		廷	
貳春郷主柰発	J1⑩1548	11	142	15		貳春郷主柰	
遷陵以郵行洞庭	J1⑩1553	01	321	15	洞庭	遷陵	
廷	J1⑩1571	11	238	12		廷	
遷陵 洞庭	J1⑩1573	11	238	23	洞庭	遷陵	
廷	J1⑩1582	11	225	14		廷	
尉	J1⑩1591	11	144	16		尉	
遷陵洞庭	J1⑩1594	11	156	14	洞庭	遷陵	
廷	J1⑩1596	残	107×	26		廷	
洞庭	J1⑩1597	11 残	150×	14×	洞庭		右辺欠
☐廷	J1⑩1598	11 残	75×	11			
廷主吏☐	J1⑩1606	残	70×	10		廷主吏	
廷主戸発	J1⑩1607A	残	190×	14		廷主戸	文書再利用
遷陵	J1⑩1625	11	139	16		遷陵	
廷主 ■倉発	J1⑩1628A	11	140	29		廷主倉	文書再利用
尉☐	J1⑩1630	残	81×	27		尉	
少内	J1⑩1634	残	110×	13		少内	
遷陵洞庭	J1⑩1637	11	159	16	洞庭	遷陵	
☐発丞前	J1⑩1638	11 残	97×	13		丞	
伝	J1⑩1649	残	107×	19		伝	
廷主戸発	J1⑩1650	11	160	14		廷主戸	
廷主吏発	J1⑩1651	11	145	16		廷主吏	
遷陵洞庭	J1⑩1653	残	120×	20	洞庭	遷陵	
廷	J1⑩1658	11	221	13		廷	
■尉☐	J1⑩1661	残	71×	32		尉	
☐陵洞庭☐	J1⑩1666	残	71×	20	洞庭	遷陵	

<input type="checkbox"/> 郵 <input checked="" type="checkbox"/> 庭	J1⑧1672	残	72×	42			
<input checked="" type="checkbox"/> 庭	J1⑧1676	11 残	89×	24			
遷陵洞庭	J1⑧1682	残	138×	13	洞庭	遷陵	
遷陵洞庭	J1⑧1684	11	243	16	洞庭	遷陵	
遷陵以郵行洞庭	J1⑧1685	11	228	16	洞庭	遷陵	
啓陵鄉	J1⑧1691	11	132	20		啓陵鄉	
詣毛季	J1⑧1694	11	138	11		私信	
廷主吏	J1⑧1696	残	160×	15		廷主吏	
廷	J1⑧1698	11	154	15		廷	
廷吏曹	J1⑧1700	11	149	17		廷吏曹	
廷主吏發	J1⑧1701	残	79×	17		廷主吏	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 以郵 <input checked="" type="checkbox"/> 行洞庭	J1⑧1714	残	68×	25	洞庭		
貳春	J1⑧1725	残	77×	9		貳春	
覆獄沅陵獄佐已 治所發	J1⑧1729	11	154	18		覆獄沅陵獄佐	
貳春鄉	J1⑧1737	25	177	11		貳春鄉	
廷獄東發	J1⑧1741	11	145	15		廷獄東	
遷陵	J1⑧1744	11	152	12		遷陵	
廷	J1⑧1746	11	159	12		廷	
廷主吏發	J1⑧1750	11	160	13		廷主吏	
廷主戶	J1⑧1752	残	153×	10		廷主戶	
廷主吏	J1⑧1758	11	151	13		廷主吏	
獄南曹	J1⑧1760	25	210	9		獄南曹	
廷	J1⑧1767	11	154	13		廷	紐跡 4 条
廷主計	J1⑧1773	11	141	12		廷主計	
廷	J1⑧1778	11	150	13		廷	
廷	J1⑧1780	11	154	12		廷	
遷陵	J1⑧1782	11	148	13		遷陵	
尉	J1⑧1785	残	75×	11		尉	
廷	J1⑧1789	25	129	11		廷	
廷	J1⑧1803	11	235	14		廷	
私進令史芒季自發	J1⑧1817	25	150	12		私信	
遷陵●洞庭	J1⑧1826	11	144	15	洞庭	遷陵	
廷戶發	J1⑧1834	11	244	17		廷戶	
■尉	J1⑧1835	11	145	29		尉	
遷陵以郵 行洞庭	J1⑧1837	11	147	24	洞庭	遷陵	
遷陵洞庭□	J1⑧1838	残	95×	23	洞庭	遷陵	
遷陵以郵行 洞庭	J1⑧1840	02	256	23	洞庭	遷陵	
陵以 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 庭	J1⑧1843	11 残	106×	22	洞庭	遷陵	
旬陽	J1⑧1851	11 残	110×	10		旬陽	
司空	J1⑧1854	残				司空	
廷令曹發	J1⑧1859	残	104×	25		廷令曹	
<input checked="" type="checkbox"/> 洞庭	J1⑧1862	11 残	109×	25	洞庭		

<input type="checkbox"/> 行洞庭	J1⑧1867	11 残	85×	20	洞庭		
廷主吏発	J1⑧1869	11 残	137×	19		廷主吏	
廷主吏発	J1⑧1881	残	189×	16		廷主吏	
遷陵 洞庭	J1⑧1884	11	163	18	洞庭	遷陵	
覆獄沅陵獄 <input type="checkbox"/> 治所発 <input checked="" type="checkbox"/>	J1⑧1897	残	92×	17		覆獄沅陵獄口	
尉	J1⑧1904	残	108×	10		尉	
廷	J1⑧1906	残	121×	12		廷	
<input checked="" type="checkbox"/> ●洞庭	J1⑧1916	残	73×	19	洞庭		
<input checked="" type="checkbox"/> 史治所	J1⑧1921	11 残	107×	19			
遷陵洞庭	J1⑧1935	残	83×	22	洞庭	遷陵	
遷陵 洞庭	J1⑧1948	11	211	15	洞庭	遷陵	
尉以郵行	J1⑧1951	残	108×	11		尉	
廷主戸発	J1⑧1955	11	139	17		廷主戸	
廷	J1⑧1963	残	167×	10		廷	
遷陵洞庭	J1⑧2033A	11	175	21		遷陵	文書再利用
内官以郵行	J1⑧2033B	11	175	21			
<input checked="" type="checkbox"/> 洞庭	J1⑧2039A	残	93×	16	洞庭		
伝舎沅 <input checked="" type="checkbox"/> 己治所	J1⑧2039B	残	93×	16			
<input checked="" type="checkbox"/> 主戸発	J1⑧2041	11 残	139	19		主戸	
敬進 書丞公 従史	J1⑧2196	11	143	16		丞	
司空	J1⑧2197	11	151	133		司空	
廷主課発	J1⑧2198	11	150	13		廷主課	
遷陵	J1⑧2201	残	99×	11		遷陵	
少内	J1⑧2208	残	94×	14		少内	
遷陵 ■行洞 <input checked="" type="checkbox"/>	J1⑧2261	残	43×	22	洞庭	遷陵	
<input checked="" type="checkbox"/> 獄東発 故令 <input checked="" type="checkbox"/>	J1⑧2272	残	74×	12		獄東	
<input checked="" type="checkbox"/> 遷陵	J1⑧2295	11 残	64×	14		遷陵	
遷陵 洞 <input checked="" type="checkbox"/>	J1⑧2318	残	83×	11	洞庭	遷陵	
倉	J1⑧2486	残	66×	14		倉	
廷吏曹 発	J1⑧2507	残	61×	10		廷吏曹	
廷主 ■戸発	J1⑧2547	11	150	29		廷主戸	
遷陵以郵行 覆曹発●洞庭	J1⑧2550	45 甲	73	22	洞庭	遷陵覆曹	封泥匣長さ 40 mm
遷陵以 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	J1⑧2552	残	72×	33		遷陵	

※「長さ」欄の後ろに×が付してあるものは、完形ではなく、残存部分の長さを計測したことを示す。

一覽表 二 里耶秦簡文書

簡番号	発信日	発信者	宛所	手者	伝達日時	伝達者	発者	発 / 半	上 平 下	備考	内容
1	8-47	司空色	(遷陵県)						上		
2	8-60+656+665+748(1)	都府守胥	(棧道)						上		責取り立て
3	8-60+656+665+748(2)	棧道部	遷陵丞	水	六月乙亥水十一刻下二	佐同以来	元	半?	平		(1)伝達
4	8-60+656+665+748(3)	遷陵丞昌	少内		六月庚辰水十一刻下六	守府快行少内			下		(1)(2)伝達
5	8-61+293+2012(1)	巴坂守丞	洞庭守	不疑					平		兵士関連?
6	8-61+293+2012(2)	洞庭守礼	遷陵番夫	和		佐措以来	欣	発	下	署中曹発	(1)伝達
7	8-62	遷陵丞昌	(洞庭郡)	尚	三月丁丑水十一刻下二	都郵人口行			上		当令者報告
8	8-63(1)	左公田丁	(旬陽県)	兵					上		責取り立て
9	8-63(2)	旬陽丞勞	遷陵丞	兼	十月辛卯旦	句忍隸秦士五状以来	慶	半	平		(1)伝達
10	8-63(3)	遷陵守丞敬	司空	憲	即	走申行			下		(1)(2)伝達
11	8-66+208	門戕口丞	臨沅丞	定	十月丁卯水十一刻下九	都郵士五纏以来	謝	発	平	背面「十四」	伝達
12	8-67+652	尉守蜀	(遷陵県)	憲か	辛巳	走和以来	口	半	上		当令者報告
13	8-69	(遷陵)丞輝	尉		☑日入	隸妾規行			下		勞役関係
14	8-71	遷陵丞昌	(郡尉か)		二月丙戌水十一刻下八	守府快行尉曹			上		吏任用
15	8-73	司空	(遷陵県)						上		連絡依頼
16	8-75+166+485(1)	少内守公	(遷陵県)	氣	□□□水下八刻	佐氣以来	徹	口	上		連絡依頼
17	8-75+166+485(2)	遷陵守丞禮之	郵丞	尚	□水☑	佐氣行旁			平		(1)伝達
18	8-75+166+485(3)	遷陵守丞禮	郵丞	犯	十二月甲申水下七刻	高里士五口行	犯	半?	平		追

19	8-78(1)	29年11月辛酉	洞庭坂卒史碑	(遷陵県)		酉	酉	下	●封遷陵丞有		
20	8-78(2)	29年11月壬戌	遷陵口	(遷陵県)							
21	8-85(1)	口口癸口朔丁巳	尉守口	(遷陵県)				上			当令者報告
22	8-85(2)		遷陵守丞都					平?			
23	8-130+190+193	31年後九月庚辰朔甲口	(遷陵県)	(倉)	尚		後9月甲申旦食時	下			差し戻し
24	8-133(1)	27年8月甲戌朔壬辰	西陽具綱織史啓	(遷陵県)			八月癸巳水	行	●封遷陵丞		編関係
25	8-133(2)	8月癸巳	遷陵守丞陞	司空			起行司空口	下			(1)伝達
26	8-135(1)	26年8月庚戌朔丙子	司空守穆	(遷陵県)			走己巳以来	上			連絡依頼
27	8-135(2)	9月庚辰	遷陵守丞敦孤	司空	應		走口行司空	下			差し戻し
28	8-136+144	口口月己亥朔辛丑	倉守敬	(遷陵県)	尚		小史夷吾以来	朝			報告・連絡依頼
29	8-137	口口朔戊午	遷陵丞遷	畜官僕足	就			下			督促
30	8-140(1)	口朔甲午	尉守備	(福祖県)	佑			上			連絡依頼
31	8-140(2)	6月甲午	福祖丞禿	遷陵丞	胥			平			(1)伝達
32	8-140(3)	9月庚戌朔丁卯	遷陵丞昌	尉	気		守府快行	下			(1)(2)伝達
33	8-141+668	30年11月庚申朔丙子	祭守清	(遷陵県)	萃		守府迄以来	連			書到報告
34	8-142	2月辛未	郡守守舎	(遷陵県)			2月辛未旦	上	簿籍		送り状
35	8-143(1)	34年9月癸亥朔乙酉	舎口	(遷陵県)			11月辛卯旦	上			報告・連絡依頼
36	8-143(2)	35年11月辛卯朔日	遷陵口		履		11月壬口	上?			
37	8-145		口口園	(遷陵県)	痊			上	簿籍		送り状
38	8-152	32年4月丙午朔甲寅	少内守是	(遷陵県)	処		4月甲寅日中	上			書到報告
39	8-154	33年2月壬寅朔朔日	遷陵守丞都	(洞庭郡)	園		2月壬寅水十一刻	上			当令者報告
40	8-155	(32年)4月丙午朔癸丑	遷陵守丞色	少内	欣		4月癸丑水十一刻	下			書到報告要求
41	8-157(1)	32年正月戊寅朔甲午	啓陵綱夫	(遷陵県)	壬		正月丁酉旦食時	上			郵人任用
42	8-157(2)	正月戊寅朔丁酉	遷陵丞昌	啓陵郷	気		正月戊戌日中	下			差し戻し

43	8-158	32年4月丙午朔甲寅	遷陵守丞色	酉陽丞	欣	4月丙辰旦	守府快行旁		平		書到報告
44	8-159(1)	32年2月丁未朔口亥	御史丞去疾	(遷陵 県・他)	口	4月口丑水十一刻 刻下五			下		制書
45	8-159(2)	3月丁丑朔壬辰	洞庭	(遷陵 県)	貳				下	金布令?署令 発	制書
46	8-163	26年8月庚戌朔壬戌	順守慶	(遷陵 県)	欣	9月丁亥水十一刻 刻下三	佐欣行廷		上		視事報告
47	8-164+1475	(29年)後9月辛酉朔丁亥	少内武	(遷陵 県)	欣	5月甲寅旦	佐宣行廷		上		上計用資料・連絡 依頼
48	8-170	28年5月己亥朔甲寅	都郷守敬	(遷陵 県)	処	7月壬子日中	佐処以来	端	上	発	虎補殺功績報告
49	8-173	31年6月壬午朔庚戌	庸武	(遷陵 県)	午		佐午行		上		当令者報告
50	8-175			(遷陵 県)					上	簿籍	送り状
51	8-179	3月丙寅	田鼂	(遷陵 県)	壬				上		報告
52	8-183	34年10月戊戌朔辛丑	遷陵守丞説	(洞庭 郡)	壬				上		刑徒人員報告
53	8-196+1521	31年5月壬子朔丁巳	都郷口口	(遷陵 県)		5月丁巳旦	佐初以来	欣	上	発	人員不足連絡
54	8-197(1)	34年正月丁卯朔辛未	遷陵守丞配	(洞庭 郡)		正月辛未旦	居貴积寿陵左行		上		追
55	8-197(2)	34年2月丙申朔庚戌	遷陵守丞配	(洞庭 郡)		口旦	令佐信行		上		文書伝達指示
56	8-198+213+2013(1)		遷陵丞昌	郷官	義				下	口獄東	
57	8-198+213+2013(2)		(発弩)	(遷陵 県)	萃	旦	守府昌行廷		上		
58	8-199	30年12月乙卯	畜官守丙	(遷陵 県)		十二月乙卯水十 一刻刻下一	佐貳以来		上	簿籍	送り状
59	8-201(1)	11月辛亥	充戌	酉陽丞					平		
60	8-201(2)	11月丙亥	酉陽守丞扶	尉					下		
61	8-201(3)	11月庚戌	尉佐	(西陽 県)					上		
62	8-228(1)		内史守衷						下		
63	8-228(2)	10月丁巳	南郡守匡	洞庭					平		
64	8-274	33年6月庚子朔壬子	田守武	(遷陵 県)					上		
65	8-369+726	口午	倉敷	(遷陵 県)					上		当令者報告
66	8-378+514	35年8月丁巳朔甲申	遷陵丞遷	少内					下		辞の下行

118	8-1069+1434+1520	32年5月丙子朔庚子	車武	(遷陵県)	横	5月庚子日中時	佐横以来						
119	8-1219	7月辛巳	上柱守承敬	遷陵丞							平		
120	8-1439	☐未朔丙戌	遷陵守承有										
121	8-1443+1455	32年6月乙巳朔壬申	都郷守武	(遷陵県)	初	3月壬辰日中時	守☐						
122	8-1449+1484	34年後9月壬戌(辰)朔辛酉	遷陵守承茲	(洞庭郡)	平	6月壬申日	佐初以来	欣			上		爰書
123	8-1452	26年12月癸丑朔己卯	倉守敬	(遷陵県)	☐	☐申水十一刻刻 下三	令佐平行	操			上		報告
124	8-1459	35年3月庚寅朔丁酉	貳春☐	(遷陵県)		4月壬戌日入	成☐						連絡依頼
125	8-1463(1)	28年9月庚子	令史華			9月庚子水下☐	☐						爰書
126	8-1463(2)	9月甲辰	遷陵守丞胡		朝						上		
127	8-1477	33年3月辛未朔丙戌	尉広	(遷陵県)		3月丙戌日	守府交以来	履			上		移住関係
128	8-1490+1518	28年6月己巳朔甲午	倉武	(遷陵県)	尚	6月乙未水下六刻	佐尚以来	朝			上		徒隸人事
129	8-1510(1)	27年3月丙午朔己酉	庫後	(遷陵県)		3月己酉水下九	佐ニ以来	鉦			上		連絡依頼
130	8-1510(2)	3月辛亥	遷陵守丞牧孤	司空			昭行				下		(1)伝達
131	8-1511	29年9月壬辰朔辛亥	遷陵丞昌	(洞庭郡)	感	9月辛亥水下九刻	感行				上		送り状
132	8-1514	29年4月甲子朔辛巳	庫守早	(遷陵県)		4月壬午水下二刻	佐園以来	槐			上	署第上	当令者報告
133	8-1515	30年10月辛卯朔乙未	貳春郷守綽	司空	邛	10月辛丑日	隸臣良朱以来	死			平		労役報告
134	8-1516	26年12月癸丑朔庚申	遷陵守祿	(洞庭郡)	壬	丙寅水下三刻	啓陵乗城卒梯堀口里士 五順行旁				上	●以蒨山道丞 印行	報告
135	8-1523(1)	(34年)7月甲子朔庚寅	洞庭守釋	遷陵県	歎						下	●以沅陽印行 事	追
136	8-1523(2)	8月癸巳朔癸卯	洞庭飯守釋	遷陵県	卯	9月乙丑日	郵人曼以来	翫			下	●以沅陽印行 事	追
137	8-1524	29年12月丙寅朔己卯	司空色	(遷陵県)	部	己卯水下六刻	隸妾备以来	綽			上		報告
138	8-1525(1)	34年7月甲子朔癸酉	啓陵郷守意	(遷陵県)	栝	7月乙亥日	☐以来	壬			上		送り状
139	8-1525(2)	7月甲子朔乙亥	遷陵守丞肥	倉	壬	7月乙亥日	守府印行				下		(1)伝達
140	8-1527	34年8月癸巳朔丙申	貳春郷守平	(遷陵県)	平						上		報告
141	8-1538	2月丙申朔乙丑	遷陵守丞肥	☐		☐丑日入	隸妾孫行						

